

土木森林環境委員会会議録

日時 平成19年6月25日(月) 開会時間 午前10時06分
閉会時間 午後4時56分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 保延 実
副委員長 山下 政樹
委員 前島 茂松 清水 武則 望月 勝 竹越 久高
鷹野 一雄 武川 勉 土橋 亨

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

森林環境部長 今村 修 林務長 若林 一明 森林環境部理事 入倉 基公
森林環境部次長 橋田 和正 森林環境部次長 土屋 正文
森林環境部技監 河西 正男 森林環境部技監 前山 堅二
森林環境総務課長 後藤 雅夫 循環型社会推進課長 佐野 芳彦
大気水質保全課長 石山 利男 環境整備課長 樋口 雅行
廃棄物不法投棄対策室長 横森 公夫 みどり自然課長 相沢 享
森林整備課長 岩下 正孝 林業振興課長 馬場 敏郎 県有林課長 小林 喜和
治山林道課長 渡邊 晴夫

土木部長 小野 忠 土木部次長 下田 五郎 土木部次長 丹澤 博
土木部技監 古屋 良夫 土木部技監 坂本 寛 総括技術審査監 秋山 孝男
技術管理室長 樋川 和芳 用地課長 飯室 博 道路整備課長 上田 仁
道路企画室長 小池 雄二 道路管理課長 小島 康夫 治水課長 中込 正義
砂防課長 河西 邦夫 都市計画課長 手塚 茂昭 下水道課長 山田 佳男
住宅課長 三枝 博 建築指導課長 望月 等

議題 第七十号 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例制定の件
第七十一号 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例制定の件
第七十九号 山梨県手数料条例中改正の件
第八十七号 平成十九年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第三条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
第八十八号 平成十九年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
第九十一号 平成十九年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算
第九十四号 訴えの提起の件
第九十五号 林道事業施行に伴う市町村負担の件
第九十六号 公共下水道県代行事業施行に伴う受益者負担の件

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時06分から休憩をはさみ午後2時25分まで森林環境部関係、休憩をはさみ午後2時44分から午後4時56分まで土木部関係の審査を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

第七十号 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第七十一号 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例制定の件

質疑

竹越委員 こういう形で、県のレッドデータブックに基づいて、貴重な野生動植物の保護の仕組みをつくったことは評価したいと思います。ただ、内容が盛りだくさんなので、確認したい点があります。まず、具体的にどういふふうには保護の形をとるのかについて、個体の取り扱いに関する規制とか、譲渡の規制とか、生息地の保護など、幾つかあります。レッドデータブックに基づいて説明があった特に保護を要する44種を念頭に置いているということから、条例の中身を見ていきますと、希少野生動植物の中から、指定希少野生動植物を指定して保護していくとありますが、その指定の考え方についてお聞きします。

相沢みどり自然課長

保護の対象とするものは、人為的な行為によって生存が危ぶまれるような種を指定しようと考えております。自然環境等による絶滅の危険のあるものについては保護しきれませんので、人為的な行為によって消滅のおそれのあるものについて、保護策を検討していきたいと考えています。

竹越委員

高山植物保護条例の指定18種は当然含まれるということですが、指定は特に保護の必要性のある44種に限られるのでしょうか。いずれ、検討委員会か何かの、専門家の委員会などがあるのでしょうかけれども、念頭に置いているのが、44種だけなのかどうかをお尋ねします。

相沢みどり自然課長

昨年、専門家の方にご検討いただき、44種の絞り込みを終わったわけですが、一部、哺乳類については研究不足で、絞り込みが終わっていません。夜行性のものが多く、研究データがないのですが、基本的には44種をベースにして、今年度専門家の先生方にご検討いただいて、種を選定していきたいと考えています。

竹越委員

特定の場所の特定の動植物でなくて、種の保存だから、なかなか大変なことなのかなと思います。

今おっしゃった指定された動植物の中で、さらに譲渡についての規制は、

ご説明のあった高山植物だけに限られていると考えていいのでしょうか。

相沢みどり自然課長

今、私どもでは、高山植物を念頭に置いて、先生方のご意見を聞いていきたいと考えています。

竹越委員

高山植物を特定希少野生動植物として指定して、他のものは今のところ考えていないということですが、その理由は何でしょうか。

相沢みどり自然課長

そういった危険性のあるものをほかに把握しているのであれば、専門家の先生方のご意見も伺う中での指定についてはやぶさかではありませんが、今、我々が承知している希少動植物と言われる中で流通しているのは、主に山野草等です。高山植物が多いのですが、高山植物条例もありますので、データもしっかり整っています。高山植物においても、繁殖したものとそうでないものとの差を見比べる必要などの検討課題もありますが、将来的にはほかに該当するものがあれば、高山植物に限らず指定することは可能です。

竹越委員

もう1つの保護の具体的なやり方として、生息地を保護するという考え方があるようですが、生息地等保護区を指定する中でまた管理区域も指定し、さらにきめ細かく重点的に保護していくことになるのですか。この生息地等保護区、及び管理区域の指定を考えているところが具体的にどこにあるのでしょうか。

相沢みどり自然課長

保護区の設定に当たっては、私権の制限を伴いますので、公有地が基本になると考えています。後ほど予算でお願いいたしますが、調査費を計上しています。今考えていますのは、櫛形山と三ツ峠の調査ですが、県有地と財産区の土地がありますので、私権の制限の問題があります。また、保護区を設定した場合、行政だけで監視するのは難しいため、ボランティアなどの団体がうまく機能できるかどうかも含め、総合的に判断しながら決めていきたいと考えています。

竹越委員

今おっしゃったところは、植物の保護を念頭に置いていると思いますが、高山植物などは、場所がわかるとすぐ盗まれてしまう可能性が現実にごく高いですよ。動物のように逃げればいいたろうけど、植物の場合は、特に希少価値が高いと盗まれる可能性が非常に高いですよ。種の保存として、この種を保存するという限りにおいては、どこにあるかわからないからまだいいけれども、保護区を指定するとなると、場所をよく特定されることがあるわけで、そういうことについては、どのように考えているのかお聞きします。

相沢みどり自然課長

先生がおっしゃるとおり、そこが私どもの一番のジレンマです。県民に広く知っていただきたい気持ちはありますが、広く場所を広報すると、環境保全審議会のある先生のお話ですと、3日ともたないという残念な現象があります。このため、場所の指定については、それらも考慮しながら、実態をよくご存じの先生方のご意見も踏まえる中で決めていきたいと考えています。

竹越委員

私は希少の野生動植物を保護するのは大事であり、一定の規制はやるべきだという視点ですから結構だと思います。

高山植物保護条例を廃止して、これに統括するわけですが、何となく高山植物保護条例というほうが話題性があるというか、施策として、華やかな感じがします。こういう条例になると、中身はたくさんですが、やや名称から見て地味な感じがして、要は、条例をつくれれば終わりではなくて、これから先が一番課題なのです。種の指定をすること、あるいは地区の指定をすることは大事ですが、さらに大事なものは、継続的にフォローしていただきたいということです。自然環境保全のための制度はたくさんあります。法律を除いても、大分前につくられた県の自然環境保全条例があるけれども、そういう条例があることについて、ほとんど知られていないのが現実だろうと思います。そこで指定されている自然環境保全地区なども、当然のことながら、担当されている方はよくご存じでしょうけれども、一般の人にはほとんど知られていません。知られないほうが保護のためにはいい場合もありますけれども、そういう仕組みがあることがあまり知られていない。制定して、その後の制度をフォローしていくことがちょっと欠けている面もないわけではないと思います。そういう意味で、こういう条例をつくったときに、最初はいいけれども、年数がたつにつれて、少し手を抜くような感じがしないわけでもない。そういう面もありますので、将来にわたって、きちっとこの条例が生きるように求めますので、この点について、ご見解を聞いて終わりたいと思います。

相沢みどり自然課長

私どもは、この条例を通じ、先生方を委嘱して、持続的な調査等もお願いすることとしています。データも蓄積して、平成17年につくりましたレッドデータブックもやがては改定が必要になると思いますので、それらの情報も集める中で、持続的に取り組んでいきたいと考えております。

前島委員

条例をつくることは非常に結構だと思いますけれども、まず、絶滅の危険性の高い種が128種。それから、特に保護の必要のある種が44種あるということですね。ここには罰則の実効性をうたい上げているわけですから、当然、罰則への該当という観点でいえば、487種と128種については、希少の野生動植物であり、全県的な啓蒙運動をして、趣旨の徹底を図っていく中で、ご協力をいただいて、採取したりしないようにしていく仕事があると思います。44種の保護の必要性のある種が、罰則に該当してくるのではないだろうか判断します。その場合に、1年以下の懲役または50万円以下の罰金とか、6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金とか、罰金が課せられていくことを考えていくと、特に保護の必要性のあるところについては、エリアを指定していくということでないか、ちょっとおかしいのではないかと思います。知らなくて、とってしまったとか、そういうことも当然あり得ると思うので、保護の必要な地域指定がなければ、条例でこれだけの罰則をつくるという点では、課題があると思います。そういう点についてはいかがですか。予算も、200万円ちょっとで、後で説明があると思いますけれども、専門員についても、どんな体制をとっていかようとしているのか、総括的にお聞かせください。

相沢みどり自然課長

地域を指定したらどうかというお話ですが、植物は動きませんので、そう

いう考え方もあろうかと思いますが、動物につきましては、移動いたしますので、なかなか地域を指定しての保護だけでは抱え切れません。また、希少種がある1カ所にまとまっていれば、その地域を指定することも考えられますが、分散している場合もありますので、今回の条例においては、あくまでも種を選定して保護していきたいと考えています。

前島委員 繰り返して悪いのですが、条例については、487種と128種と44種すべてに網がかぶさり、それをとった場合には、保護制度に違反する行為になるのでしょうか。みんな罰則に該当すると理解していいですか。

相沢みどり自然課長

種の選定については、今年度絞り込んでいきますが、44種をベースに考えています。このまま保護せず、手を入れないと絶滅してしまうものに限って指定していきたいと考えています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第七十九号 山梨県手数料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第八十七号 平成十九年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第三条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(環境科学研究所費について)

山下委員 「夏季の高温環境と心理的ストレスによる健康影響と熱中症警報システムの構築」ですが、これはシステムが何かを研究してつくるのですか。

後藤森林環境総務課長

これは環境科学研究所の研究内容です。人間が夏季の高温環境にさらされることにより、心理的ストレスを受けたときの体の抵抗力に与える影響を解明する研究ですが、具体的には、動物のモデルを使用して、高温環境等で健康問題、いろいろストレス等が生じる場合の体の抵抗力の変化を、神経系などの測定により調査するものです。

また、甲府盆地地域でのヒートアイランド現象と熱中症との関係の把握です。これは全国的にも都市部で生じますが、特に夏季の甲府盆地で、熱中症患者が出た場合の地域的な緊急搬送データ等を解析しまして、もちろん直ちにそういうシステムができるということではないですが、可能性として、熱中症の警報を関係者、病院等にタイムリーに発信できるシステムの構築に資

するためのデータ集めや研究を行おうとするのが研究所の今回の課題です。

山下委員

一生懸命いろいろ研究していただくのはいいのです。つまるところ、研究して行って、どこに行き当たるのかということです。最初のストレス関係については、健康の事ですから、研究所がなかなか難しい研究をしているということがわかりました。それはしょうがないとして、熱中症の警報システムの構築ですから、今言われるように、だれか倒れたらすぐにだれかがボタンでも押せば、この人が熱中症だから救急車がすぐ来るといった話ですか。そこがよくわかりません。

後藤森林環境総務課長

研究として今考えているのは、各小・中学校等の百葉箱に、温度計等を設置して、どの程度甲府市内で夏季の熱中症を生じる気候が出るかをまず確認します。それから、今後に向けて、どういう形で病院等、関係機関に周知できるかという警報の連携システムがどの程度とれるかということの研究していく基礎研究的なものです。

(生活衛生環境対策費について)

山下委員

「ごみダイエツトアクションやまなし」について、今、世間ではノーレジ袋、マイバッグという話で一生懸命ですが、これは要するに、ノーレジ袋、いわゆるレジ袋を少しでも減らしていきましようということだと思います。研修会の開催はいいとしても、推進団体の行う啓蒙活動に対する補助とありますが、推進団体は事業者ですか。対象はどのようなところですか。

佐野循環型社会推進課長

ノーレジ袋推進事業について、県では従来から3Rとか、ごみ減量化のための施策として、排出抑制という観点から普及啓発に取り組んできました。容器包装リサイクル法がことし2月に改正され、本来法定で報告しなくてはならない事業者は、50トン以上のレジ袋を使っている大手ですが、県内では、中小のスーパーなどでも、熱心に取り組みが行われています。また、消費者や経済団体、あるいは市町村においても、それぞれごみの減量化という観点から取り組みが熱心に行われています。このように、気運の醸成が図られていますので、県としては、まずは研修会を行い、その研修会の中で、熱心に取り組んでいる皆様にお集まりいただいた中で、気運がさらに盛り上がり、事業者のみならず、消費者団体や経済団体、さらに市町村を巻き込んだ形での検討団体の設立が促進されればと考えています。

山下委員

事業者をみんな集めてきて、研修会を持って、団体をどういうふうにしていくか、推進していきましようという話になるわけですね。では、ただ単に向こう任せ、会議任せというわけにもいかないでしょうから、ある程度、どういうふうに向かっていきたいのかという方向性も、当然県はある程度は持っていなければいけないと思います。ただ単に業者に好き勝手なことを言わせておくわけにもいかないでしょうから、その辺はどのような方向性を持っているのでしょうか。

佐野循環型社会推進課長

本県でのノーレジ袋推進の効果的な方策については今後の検討課題ですが、今、県内ではマイバスケツトの普及とか、マイバッグのような、消費者が持っていきまして、レジ袋要りませんという活動も行われています。また、

経済的な手法としては、レジ袋を有料化する方法も考えられます。奨励的な手法としては、レジ袋は要りませんと言った方を割引するとか、ポイントを加算するといった、いろいろな方法が考えられます。ただ、レジ袋削減といっても、マイバッグの利用により、消費者の皆さんがレジ袋は要りませんという活動も必要ですので、そういう方法も含めながら、一番有効な方法とすれば、有料化という経済的な手法が考えられると思っています。

山下委員

結局、将来そういうものにこのお金がどんどん積み上がって行って、最終的に一生懸命な事業者には補助金を出さずみたいな話になっていくのかと思ったものですから、県はその辺を視野に入れながら、事業者と研修会を行って、方向性を見出していきたいのかということをお聞きします。

佐野循環型社会推進課長

検討会の中での考え方としては、今言ったこともあります、一番大きな課題は、県民の理解をいかに得るかということにあります。要は、例えば有料化と申しまして、経済的負担を伴いますので、県民の理解を十分得なければなりません。したがって、県としては、県民の理解を得るための活動に対する支援という観点から努めていきたいと考えています。

(環境日本一やまなしづくり推進費について)

山下委員

わかりました。今言ったように、何となく名前がノーレジ袋と聞くと、何となく片方過ぎてしまって、結局はマイバッグなども含めながら推進していかないと、ただ単に事業者のためにレジ袋を減らすために補助金を出すのかという話になってしまいますから、もう少しタイトルを変えたほうがいいかもしれません。

次に、環境日本一やまなしづくり実践活動推進費について、まず、この補助金制度の内容を教えてください。

佐野循環型社会推進課長

市町村に対しては、従来、環境日本一やまなしづくり推進費補助金により、いろいろな環境保全活動の直営のソフト事業に対して支援を行ったところです。そうした中で、ごみは市町村が収集の主体ですが、そうは申ししても、減量化については県民、民間事業者が連携して、それぞれの役割を果たしていかなければいけないということで、今回、民間団体のごみ減量化、地球温暖化対策、環境教育等の取り組みに対しても助成しようと創設したものです。

山下委員

民間団体というお話ですが、実際、確かやまなし環境財団というところですね。財団の民間団体への支援はどういう状況ですか。

佐野循環型社会推進課長

現在、民間団体への助成制度としては、県直営ではありませんが、やまなし環境財団が基本財産を活用して、例えば美化活動やリサイクルへの取り組み、自然保護など、小規模な地域での環境を守る活動に対して助成を行っています。一つは、スタートアップ事業と申しまして、事業を始めましょうという団体へ助成することです。もう一つは、ステップアップといいまして、ある程度活動が活発になるように支援することです。平成18年度では、この財団からの助成としまして、スタートアップが4団体、53万8千円、ステップアップが25団体、275万9千円が助成されています。

山下委員 確かやまなし環境財団に県からお金が出ていて、その運用利息で今言ったお金が若干出てきているはずですね。要するに、やまなし環境財団は、今言った53万8千円と275万9千円を、どんなところに助成しているのですか。

佐野循環型社会推進課長

例えば環境美化を推進する団体や清掃、花を植えるなどの団体、さらに自然保護団体があります。また、いろいろな実態調査を行う団体やリサイクルに取り組む団体、廃油をBDFという燃料に活用するような普及啓発に取り組む団体に対して助成を行っています。

山下委員

BDFは、地元の笛吹市で一生懸命やらせていただいています。当然いろんなことをしてもらいたいからということだと思いますが、民間団体への補助金制度をつくった最初のきっかけはどういうものだったのでしょうか。今は環境問題がすごく出てきていますが、最初はどんなねらいだったのですか。

佐野循環型社会推進課長

環境財団の助成につきましては、自治会や市町村単位で、狭い地域で熱心に活動している方々を財政的な支援を含めて県が支援していこうという趣旨で実施しましたが、今回、新たにご審議いただいています予算については、もうちょっと全県的な波及効果というか、山梨県内での環境保全活動につながるようなものをねらいとしています。

また、そのことによって、県民、民間事業者、民間団体などの実践活動が活発になって、最終的には県内のごみの減量化とCO₂の削減に具体的につながっていくような活動に助成していきたいと考えています。

山下委員

今までは市町村が中心だったけれど、今度は民間などに広げていこうということですね。では、県はどのように制度を周知していきますか。

佐野循環型社会推進課長

ホームページ、報道媒体、各種行事を通じて、また、いろいろ民間団体や市町村と協同してキャンペーンなどを実施する場合がありますので、そうしたところでも十分広報していきたいと思っています。

また、市町村や関係団体などを対象とした新たな事業ですので、今までは環境財団が民間へ実施していましたが、今度は県が直営で行います。そういうこともありますので、市町村や民間団体に対する説明会なども開催して、周知の徹底を図っていきたいと考えています。

望月委員

ごみダイエットアクションに関連して、容器包装リサイクル法改正の内容についてももう少し具体的に説明をお願いします。

それから、現在、県内ではレジ袋が事業者やスーパー等で使われていますが、どのぐらいの消費量があるのか。それから、レジ袋ばかりではなく、リサイクル法の中で、おそらくプラスチックのトレーなど食品容器に使われているものもあると思いますが、そういうものとの関連にはどのように対応していくのかお聞きします。

佐野循環型社会推進課長

まず容器包装リサイクル法の改正内容ですが、平成18年6月に改正が行

われて、ここでは、効果的な3Rの推進を図るため、事業者に対するレジ袋の排出抑制を促進するための措置が導入されました。県内では1業者あるかどうかという状況ですが、前年度使用量が50トン以上のスーパー等の小売業者のうちから、容器包装を多量に用いる特定業者を指定して、19年度分については20年6月までですが、毎年度、その使用量や削減量を報告させるという内容になっています。また、排出抑制の達成度が不十分な小売業者に対しては、法律に基づいて勧告したり、事業者名を公表したり、改善命令を行ったり、罰則の規定も設けられています。

また、県内ではどのぐらいのレジ袋が消費されているかということですが、全国の推計で大体305億枚と言われていています。これを1人当たりで換算すると240枚で、これをもとにすると、県内では、2億1,100万枚程度、約2千トンのレジ袋が消費されていることとなります。

また、今回の予算については、レジ袋削減ということで、容器包装リサイクル法の趣旨に基づいて、削減、排出抑制を進めていこうというねらいです。

望月委員

レジ袋を対象に予算が組まれているわけですが、今言ったように、プラスチックのトレーとか容器もレジ袋と同じように1つのリサイクル法の中に位置付けされていると思いますが、その再利用はどうでしょうか。

佐野循環型社会推進課長

プラスチック類等については、容器包装リサイクル法の中で、市町村が分別回収する品目になっていきますので、そちらで分別回収していくという状況になっています。

望月委員

市町村に対する補助金の考えはどうでしょうか。

佐野循環型社会推進課長

現在お願いしている環境保全活動支援事業補助金があります。この中で、市町村が実施するごみ減量化のモデルづくりに対して県として支援を行っています。分別収集への取り組みについても助成対象としています。

(鳥獣保護費について)

望月委員

特定鳥獣保護管理費についてですが、特に、峡南地域は山間地が多く、鳥獣が非常に危険視されています。この補助金は1,600万円とありますが、これは当初から倍以上補正されている状況ですので、その内容を教えてください。

相沢みどり自然課長

県では、特定鳥獣保護管理計画に基づき、昨年はイノシシ、シカについて、管理捕獲を実施しましたが、今年度はニホンザルについても保護管理計画をつくりましたので、イノシシ、シカにサルを加えた3種で、県内の市町村を事業主体として管理捕獲を実施したいと考えています。

その内容ですが、市町村経費の2分の1の補助を行っています。今年度については、議会の承認をいただいたところで、市町村から要望をとって、予算の範囲内で、市町村別に頭数を決めて、実施していきたいと考えています。

望月委員

市町村からの申し込みがかなり出てくると思いますが、予算枠以上の申し込みが出された場合には、また次の補正も当然考えていますか。今回ニホンザルも入れたということですが、イノシシ等についての市町村の計画的なも

のもありますので、考えを教えてください。

相沢みどり自然課長

申し込みを受けてみないとわかりませんが、平成18年度の実績から、大体予算の範囲内でおさまるのではないかと考えています。現在、ニホンジカ800頭、イノシシ1,000頭、ニホンザル200頭と想定していますが、昨年の様子を見ますと、ニホンザルについては、保護管理計画がありませんでしたので、管理捕獲は実施しておりません。有害捕獲の状況を見ますと、大分市町村で許可を出しており、サル要望が、ちょっとこれだと少ないという感じもありますので、予算の範囲内で調整したいと考えています。

平成18年度は、我々の想像を超えて狩猟を中心に17年度より1,000頭ほど余分にイノシシ、シカを捕獲しており、また、今年度の被害状況が減ってくるのか、それとも横ばいとなるのかについても注目していますので、それらも踏まえた中で、20年度以降、新たな計画をつくっていきたいと考えています。

望月委員

昨年度から狩猟期間も2月15日から3月15日まで1カ月延ばしたということですが、ニホンザル、ニホンシカ、イノシシの狩猟の実績を教えてください。また、今は山里へおりてきて、栄養価のあるものを食べることから、昔の倍ぐらいの繁殖力になっていると聞きます。これは市町村においては地域の死活問題になってきますので、状況を教えてください。

相沢みどり自然課長

狩猟によりできるだけハンターの方に、食害のあるイノシシ、シカを捕獲していただくということで、通常の狩猟期間は、2月15日で終わりですが、保護管理計画を策定しているニホンジカとイノシシに限って、狩猟期間を3月15日まで1カ月間延長しました。それにより、2月16日から3月15日までに狩猟でとった数は、イノシシが270頭です。全体が、狩猟、有害、管理捕獲を合わせて3,903頭ですので、6.9%増加しました。シカは1カ月間で394頭とっています。全体では、昨年1年で、シカは2,552頭、捕獲していますので、15.4%増加しています。猟期を延長したことによって、狩猟による捕獲の実績がかなり上がったと考えています。

望月委員

狩猟の方法として、「おり」や「わな」もあると思いますが、それらもこの予算内で補助が可能ですか。

相沢みどり自然課長

管理捕獲に当たっては、銃で撃つ方法もありますし、「おり」等で捕まえる方法もあります。それは制限していませんので、実施主体の市町村にお任せしています。ただ、猟友会等の話を聞きますと、サルは鉄砲で撃つのは嫌だという方がほとんどのようですので、サルを捕獲するには、まず「おり」を使い、「止め刺し」といって最後は鉄砲で撃つ方法だと思います。

(癒しの小径整備事業費について)

望月委員

癒しの小径整備モデル事業について、先ほどの説明では、県有林の中にバリアフリー化した遊歩道的なものをつくり、森林浴等にも親しんでいくというお話がありましたが、すべての県有林に適用するのか、それとも、指定したところへモデル的に1つ設けるのか、具体的な計画をお聞きします。そして、バリアフリー化していくということは、森林浴を楽しむとか、自然を楽

しむといった触れ合いの中で、障害をもつ人などもきっと入ってくると思います。そうしたときに、安全面をどのように考えているのかお聞きします。

小林県有林課長 癒しの小径整備モデル事業については、武田の杜の中の健康の森で、モデル事業という形で考えています。具体的な内容は、森林の整備ということで、遊歩道の両サイド、約10メートルを除間伐して、森林空間をつくる事業をあわせて実施します。遊歩道は現状、標高約600メートルのところから1,200メートル伸びていますが、高低差としてはほとんど水平の状態です。一部起伏がありますが、森林セラピー推進指針では、バリアフリー化ということで、傾斜5%以内が1つの指標になっていますので、当然障害をもつ人や、車いすの方にも十分利用していただける高低差を考えています。

山下委員 武田の杜が、そんなにセラピーに適した癒しの場所になるのですか。ほかに、県有林には清里とかいろいろありますが、なぜ武田の杜を選定したのか教えてください。

小林県有林課長 今回、武田の杜を選定した理由は4点あります。1つ目は、ある程度平らな部分があること。2つ目は、多様な針葉樹や広葉樹が混在していること。3つ目は、トイレやあずまやなど既設の施設があることにより、経費を抑えて整備できること。4つ目は森林セラピーの点です。例えば湯村温泉や病院などの温泉や医療機関と連携が可能であること、また、同所と連携機関とのアクセスが非常にいいこと。以上の理由から、武田の杜を選定させていただきました。ここが、セラピーの拠点として、今後利用していただければと考えており、今回、モデル事業として予算化しました。

山下委員 今回、予算が約3千万円ついていますが、今後、大きくしたり長くしたり、先に進んでいくのですか。

小林県有林課長 1,200メートルと言いました遊歩道は、これが全線で、約2メートルの幅で考えています。この事業の終了後に延長することは現在考えていません。

(造林費について)

山下委員 低コスト間伐システム推進事業費について、またシステムと出てきますが、システムをつくるのですか。

岩下森林整備課長 間伐を進めるのは、森林の機能を高めるという面で必要ですが、あまり進んでいない理由の1つは、道が入っていないということです。道を入れるには、これまでの林道規模では、1メートル当たり1万円以上かかるということから、なかなか進まなかったこともあり、これを安く、低コストで開設できるようなものをモデル的にやっていきたいということです。

山下委員 要するに低コストでやりましょうということですから、民間事業者が何かを呼んできて、いろいろやるということですか。今までは1万円だったものをもっと安くできるように、みんなで集まってきて、「あなたのところでは幾らでできるのか」といったことですか。

岩下森林整備課長 低コスト間伐の作業については、ここ数年、大橋式という、1メートル当たり3千円程度で開設できる作業道の技術ができつつあるということで、今

回モデル的につくることによって、それを他の県内全域に普及していこうと考えています。

山下委員 推進事業費の補助金ですから、それをどこかの民間会社がやろうとするものに対して補助するということでしょうか。その会社はどんな会社ですか。

岩下森林整備課長 この事業は大きく2つあり、1つは、簡易な作業路を開設する技術を持った人を養成、育成するというものです。また、将来、道を入れてやれば間伐が進んだり、あるいは間伐材が出てくるという林をモデル設定して、先ほど言いました技術を研修で学んだ人たちがそういうところで道をあける場合に、その森林所有者、もしくは、作業路を設ける事業体に補助するものです。

山下委員 補助金を出す会社は、もう決まっているのですか。

岩下森林整備課長 まず技術者を養成して、その後に、モデル林は、県下に何力所かまとめて設定しますが、これからそういう技術者の中から選定しますので、今の時点ではまだ決まっていません。

(廃棄物処理対策費について)

武川委員 不法投棄防止対策事業費の不適性処理産業廃棄物対策費6,504万円ですが、昨年7月に報道された大月市藤崎の農地などに建築廃材などの産業廃棄物が不法投棄された問題に連動しているわけですね。これによると、当事者は昨年7月、大月署などに廃棄物処理法違反で摘発され、それを受けて、県は同月、当事者の男性側に対し、投棄した廃棄物約4,100立法メートルをことし1月までに自己負担で撤去するよう命じたとあります。そこで、7月にそういう問題が起こって、県が1月までに撤去するよう命じたわけですが、これは最初、大月市から、そのような情報提供があり、そして同時に、県の対処要請もあったわけですか。

横森廃棄物不法投棄対策室長

平成11年4月21日に地元の自治会から大月市に対して、水路への廃棄物の不法投棄があるので対応してほしいという要請があったことが発端です。そして、11年から16年にかけて、県と大月市で連携をとりながら、行政指導などを行ってきました。しかし、当事者が対応等を行わないということから、昨年7月12日に本年1月1日を期限として全量撤去の措置命令を発しました。

武川委員 報道によれば、ことし1月までに自己負担で撤去するよう命じ、その後、撤去期限を7月11日に延期したと載っていますが、その間の経緯を教えてください。

横森廃棄物不法投棄対策室長

私どもが7月12日に措置命令を出すとともに、警察も、7月12日に廃棄物処理法の不法投棄違反で当事者を逮捕しました。その間に、面会等しながら、撤去の指導等の対応をしてきましたが、1月26日、第6回目の公判で求刑され、それ以降、本人が出所してきたことから、1月31日に本人と会って対応したということです。ちょうど県が設定した1月11日までの間は収監中で対応できず、そのときに本人からも、出所したら対応するという申出書等もありましたので、1月11日に、半年間、7月11日まで延長

しました。

武川委員 延長するまでの間は、県は当事者とは接触していないのですか。

横森廃棄物不法投棄対策室長

収監中であっても、委託等はできますので、何回か面会して、本人の意思等を確認しながら、撤去等について指導等はしていました。撤去については、収監中はできない状態でしたが、本人が出所後対応するということでしたので、1月11日付で、7月11日まで延長している状況です。

武川委員 当事者は収監されて、関係者はほかにいなかったのですか。

横森廃棄物不法投棄対策室長

行為者がいわゆる1人役員の有限会社をつくっていた状況でしたので、それ以外の関係者はいませんでした。

武川委員

1人役員の会社だからほかに対応のしようがなかったというわけですね。報道では、県によると男性は6月中に廃棄物を搬出する意向を県に伝えていますが、現時点では撤去されていないとあります。県は近く、期限内に対応できるか確認をするが、履行されない場合は、投棄現場の崩落やごみが飛散するおそれもあり、ことしの秋にも行政代執行を行うとしているということですが、合計何回接触したのですか。

横森廃棄物不法投棄対策室長

平成11年から40回程度会い、このところ毎月1回は必ず会って、指導を行っている状況です。

武川委員 昨年の7月以降はどうですか。

横森廃棄物不法投棄対策室長

本人への直接対応は3回から5回程度です。

武川委員

30回とか50回ならわかりますが、3回とか5回というのは、よくわかりません。

横森廃棄物不法投棄対策室長

逮捕されており、会いましても、なかなか内容等の進捗がありませんので、数としては少なくなっていました。

武川委員

30回とか40回という数字なら、三、四十回という言い方はありますが、3回とか4回とか5回であれば、明確に3回ですとか、4回ですとか、5回ですという数字になるのではないですかという意味です。

横森廃棄物不法投棄対策室長

40回程度というのは、平成11年から今まで、逮捕されるまでの間に接触した状況です。

武川委員

そうではなくて、7月以降とたずねたら、3回か5回という言い方をしたので、その程度の数字でそんなあいまいな言い方はおかしいでしょうという

ことです。

横森廃棄物不法投棄対策室長

7月からは、収監中ということで、数は持ってありませんが、3回程度です。

武川委員

30回とか40回ということでしたらわかります。しかし、3回、4回、5回という程度の件数でしたら、もっと明確に言わないとおかしいです。いつが1回目、いつが2回目、いつが3回目というのが出せるのではないですか。

保延委員長

横森室長、明確に答えてください。7月以降、何回会っているのですか。

横森廃棄物不法投棄対策室長

平成18年7月1日に自宅へ行ってきました。そして、7月11日に1回です。それから、7月12日、19年1月4日、1月31日、2月以降は、毎月1回ずつ会っていますので、合計で10回お会いしています。

武川委員

昨年の7月から10回対応して、その中で、本人の当然の責務として、みずからの費用のみずから撤去することができないだろうという予想が立ったから、予算を盛っているわけですね。

横森廃棄物不法投棄対策室長

今まで何回となく会い、また文書等を出していましたが、事業が非常に芳しくなく、また、運営状況も、経済的に非常に困難です。そして、本人が、言葉を先延ばししている状態が、今まで対応してきた中で出てきたことなど、総合的に判断して、このままではなかなか難しいということで、予算を計上しました。

武川委員

1人会社ですから、本人と対応してきたけれども、資産もないようだし、10回の対応の中で現実的に自費で撤去するようには見えないという判断をしたということですが、その期間に、その回数に対応で、そして、今おっしゃったような対応の仕方、一般的な言い方をすると、県とすれば、当然本人の責務において、本人の予算で撤去すべき状況にさせるための対応として、万策を尽くしたという判断なのですね。

横森廃棄物不法投棄対策室長

担当としましては、一生懸命対応してきましたが、先生がおっしゃるとおり、7月11日までは粘り強く対応していきたいと考えています。今月末に、本人から、「後で」という言葉が初めて出ましたので、今月末にもう一度会う予定で話しています。

武川委員

6,500余万円の予算を使って、当然本人がしなければならない範疇のことを税金を使って行政がするには、県民だれに見ていただいても、だれに聞いていただいても、県はほんとうにやるだけのことをやって、あらゆる角度から、本人、あるいは本人関係者に、負うべき責任を県が負っても仕方ないということまでしたんですねという確認です。さもないと、今はこの種の話が多く、上野原の土砂崩落の問題も、若干同じような意味合いもあると思います。いろいろな危険や、ごみの場合は悪臭などの問題、さらには近隣

住民のいろいろな意味での被害などを除去しなくてはならないわけですから、そのために、どうしてもだめな場合は、行政がかわってその対応をすることは、仕方のない部分は当然あるかと思えますけれども、問題は、ある程度大変な金額を使うわけですから、行政がそれだけ、ほんとうに汗をかいたんだなというものがちゃんと説明できるか、できないかということだろうと思えます。それで、先ほどお聞きしたら、今年の7月以降は、7月1日、11日、12日、ことしに入って7回の合計10回とおっしゃっていましたから、回数だけで、その内容までは聞きませんが、100%汗をかいたようには仄聞できていないのです。それで質問させていただいているわけですが、確認ですが県としては、ともかくやるだけのことはやった上で、どうにもならないから、住民の問題もあるので、という判断をしたということですね。再確認ですが、それでいいですね。

今村森林環境部長 これまで30回、40回とご説明申し上げましたが、本人を逮捕している状況でも、私どもは県警とまさに一体となって調査しております。また、親族の状況や親戚の状況、また、資産の状況まで調査させていただいております。逮捕、それから控訴までいっていますから、そういう状況の中で、逮捕された後の回数が少ないというお話もありましたが、それまでの間に相当の労力を費やして、朝4時とか5時というときから、担当者が現場を押さえてきていますから、そういう努力の積み重ねの上で、現在の事態になってきているということで、ぜひご理解いただきたいと思えます。

また、廃棄物処理対策費の財源を見ていただきますと、諸収入で4,936万円があります。これは国の外郭団体から補助が出るということで、これについても、行政代執行ということですから、当然実態調査といったものについては、団体と現地へ行き、どの範囲までやるのがいいのかというレベルまで協議をする中で、詰めてきているものであり、県としては、予算を計上させていただく以上は、懸命に頑張ってきていますので、ぜひご理解いただきたいと思えます。

武川委員 部長さんのお話で、努力されてきたことは理解しますが、大変な金額を使うものですし、まだ時間がありますので、ぜひ最後の執行に至るまで、最善の努力を傾注していただきたいと思えます。

それともう1つ、監視協力員の養成や新しい未然防止システムの予算などが出ていますが、環境やまなしという中で、もっと予防の部分で予算が生きるように、いろいろ知恵を絞っていただきたいという要望を申し上げて終わります。

(県土総合緑化事業費について)

鷹野委員 山梨県の緑化推進機構で、森林整備等も行っているということで、みどりの募金が非常に有効に使われていると理解していますが、特に今回、補助先がやまなし森づくりコミッションということですが、このコミッションのおおむね予定されている構成メンバー等の原案があれば、お話しください。

相沢みどり自然課長

構成団体としては、県、林業関係団体、環境団体、NPO法人等を考えており、事務局については、正式にまだ議会のご了解をいただいておりますので、正式にお話ししていませんが、山梨県緑化推進機構に置きたいと考えています。

鷹野委員

緑化推進機構が、主軸に事務局を兼ねて、その中で、やまなし森づくりコミッションというまた新たな組織を構成して、今回の事業内容の森づくりフォーラムを開催するという流れでよろしいのでしょうか。

相沢みどり自然課長

緑化推進機構と県が連携して事業を進めていきたいと考えています。どうしても企業の森は、大規模な企業でないといけないものですから、事業につきましても、企業の森づくりの推進とあわせて、県内の中小企業とか、あるいは県民の皆さん方が参加できるようなイベントなどの仕組みも、このコミッションの中で、県だけの知恵ではなく、民間の知恵もお借りする中で、いろいろ企画していきたいと考えています。

鷹野委員

緑の募金を見ますと、自販機の関係とか、企業の金額が非常に大口で、これらの企業に対して、逆にこちらから要望して、そういうことができる体制とか、そういうことをこのコミッションの中で議論して、要望活動していくなども踏まえて、この委員会をうまく活用することについて、県としての訴え方というか、企業も交えたり、NPOも踏まえたり、環境団体も踏まえて、そういう啓蒙活動も含めて、なおかつ、こういう予算的なものも含めて、要望することを希望しますが、お考えを伺います。

相沢みどり自然課長

既に緑化推進機構では、今お話の飲料メーカーからの寄附などをいただいていますし、緑化推進機構自体は、緑の募金の推進団体で、いろんな浄財を集める中で、緑化の施策を推進しております。森づくりコミッションにおいても、民間団体ですので、どういう形で経費を賄っていいのか、上部団体である国土緑推の補助金もあると聞いていますので、それを取り入れる中で事業展開していきたいと思っておりますし、今回の議会にお願いしている経費自体は、フォーラムの開催経費だけであり、事務的な経費等もかかりますので、みなさんの力をお借りする中で、県費とあわせて事業を展開していきたいと考えています。

(造林費について)

前島委員

松くい虫緊急防止対策、1千余万元についてお尋ねします。標高5百メートル以上の高冷地には、松くい虫被害の森林はないと言われてきましたが、近年、温暖化が加速する中で、富士山麓を含めた高冷地で、本県もかなり広域的に、特に赤松が松くい虫の侵害を受けているという状況です。景観形成の面はもちろん、特に世界文化遺産登録の運動を進めている富士山の松くい虫の被害は、何が何でも防止しなければならない状況ですが、富士山の松くい虫の侵入の現況や、富士北麓の松くい虫の分布の状況、さらに全県的にはどんな現状なのかお話しください。

岩下森林整備課長

松くい虫の県内での被害状況ですが、ここ数年は、1万5千立方メートルぐらいの被害で、ほぼ横ばいの状況です。

富士北麓エリアの状況ですが、ここ数年、中央道沿線など、大月市、都留市あたりを中心に被害が大きく出ており、平成16、17の2カ年間においては、都留市、大月市あたりで集中的に処理したところですが、現在、大月から都留、富士吉田に至る国道139号の沿線に富士北麓の標高の高いエリアに向かって被害が広がっている状態です。富士北麓の標高8百メートルを超えるようなところでも、ここ数年被害が出始めている状況です。

前島委員 現在、森林整備課で進めている、過去と現在における松くい虫への予防対策を含めた駆除対策の具体的な手法はどんなものですか。

岩下森林整備課長 松くい虫の対策につきましては、予防事業、駆除の事業、枯損木の処理、それから、被害にかかり始めた、あるいはかかる前の樹種転換事業などを展開しています。駆除、予防については、抜倒して、駆除の液をかける抜倒駆除処理、それから、予防事業としては、松に薬剤を注入する樹幹注入という手法、それから、事前に被害を防止するため、被害のもととなる松を伐採し、他の樹種に植えかえる樹種転換事業等の手法があります。

前島委員 具体的な富士山の侵入防止対策で、いわゆる樹種転換の実施などが書かれていますが、これはどういう取り組みをするのですか。

岩下森林整備課長 富士北麓には、富士吉田市にあるパインズパークを初めとして、貴重な松林があります。現在、この標高地帯に広がりつつある松くい虫に対して、これらの貴重な松を保護するという事で、富士吉田市から山中湖村に至る国道138号で、都留市方面から被害が広がってきている被害を防止しようと考えており、富士河口湖町、富士吉田市、忍野村にわたる国道138号沿いの、幅約2キロにおいて、このエリアにある赤松を伐採、搬出して、その後ヒノキ等、別の樹種を植えて、このエリアを被害防止のための防波堤にしようとして計画しています。

前島委員 標高の低い西日本からずっと松がやられてきて、今、山梨の場合も、高い標高地帯、高冷地に来ていますが、その侵入経路や抜本的対策は、現在はまだ確立されていないと判断すればいいのですか。伐採して、空間地をつくってとめるやり方が説明されていますが、松くい虫は、一体どういう経路やどういう蔓延の仕方ですら侵食してくるのかという点についてはどうなのですか。標高が比較的低いところ、温暖化が進んできたから、そういう傾向があるということだけでなく、研究機関としての対策を含めた検証作業をしているのですか。

岩下森林整備課長 松くい虫については、昭和50年代、60年代ごろは、西日本を中心に大被害が発生して、このエリアだけは、ほとんどの松が被害を受けたということです。本県では、昭和53年に初めて、旧双葉町で発見されて以来、県の中部、南部を中心に被害が広がってきて、ここ数年、標高の低いものから、国道139号沿いに被害が上がってきている状況だと考えています。

これに対する対策についてですが、試験研究機関等においても、被害に強い松の研究もなされていますが、今行っております駆除、樹幹注入等の手法が、現在のところとり得る措置だと考えています。

前島委員 特に富士山麓は、景観形成において最も本県で力を入れている観光資源であり、赤松林が主役ですね。これが松くい虫の蔓延を受けると、大変な事態だと思います。私どもも、心配して見っていますが、松をなくした山は、ほんとうに味気ない景観になってしまいます。比較的黒松系統は、松くい虫に強い感じがしますが、赤松林が多い富士山麓については、我々は対策を急がなくてはならないと見っていますが、研究がまだ確立されていないのかどうかについても、対策上の問題としてお聞きしておきたいと思っています。取り組みを含めて、踏み込んだお話を聞かせてください。

岩下森林整備課長 松くい虫の被害対策に対する研究については、国の森林総合研究所等においても鋭意行われていて、それらの成果を踏まえた対策が今、全国各地で行われている状況です。富士山麓の被害対策につきましては、富士山の世界文化遺産登録に向けて、県を挙げて取り組んでいるところであり、今回、提案している富士山松くい虫の侵入防止対策事業については、今後3年間にわたって実施していく予定ですが、富士山のふもとで松くい虫の被害を何としてでもとめるという決意で、今後も取り組んでいきたいと思っております。

土橋委員 今の松くい虫の話ですが、西のほうからだんだん上がってきたということ、低いところからだんだん上に上がってきたということの中に、地球温暖化とは関係があると思いませんか。

岩下森林整備課長 地球温暖化そのものが原因であるということはなかなか言い切れない部分がありますが、いろんな複合的な原因の中の1つとして、温暖化も入るのではないかと考えています。

土橋委員 最近、勉強会とか、いろいろな市民環境委員会の人々が来たときに、その都度お話しさせていただいていますが、今、30年後には6.3度とか6.5度は平均温度が上がるという情報がマスコミなどでいっぱい流れています。私たちの住む山梨県について考えてみますと、6.何度かというと、沖縄よりもう少し南の、とんでもない暑い地域を想像しなくてはならない事態が間違いなく来るということになります。そうすると、今、山梨県が何で生活をしているのかというと、日本一と言われているブドウやモモのほか、リンゴ、ナシ、カキもとれるし、サクランボなど、フルーツ王国だと言われている農業で食べているのではないですか。それでみんなが今までやってこられたのではないかと考えています。多分6.何度上がると、山梨県で何がとれているかということ、マンゴーとパイナップルになり、それだけ暑くなると間違いなくブドウもモモも、北海道の一部で今とっているらしいよという時代が、30年後と言われているわけですから、そんな遠くじゃなくやってくると思っています。そうすると、今、この委員会がやらなくてはならない環境、森林、土木といった部門が一番活躍していただきたい。松くい虫も、標高が低い都留のほうからという話になってくると、車の関係、温度の関係などもあるのかなと今ふと思いました。議長が知事の所信表明の前に環境問題の話をされました。知事の所信表明の中には環境問題は入っていなかったわけですがけれども、より一層環境問題に取り組んでいかなければ、間違いなくブドウもモモもリンゴもナシもカキも何もとれない山梨県になってきてしまうということになります。そこで、例えば車を冬場だったら出かける10分から15分前に家の中でエンジンをかけておけば暖かくなる、夏場は、同じことをしてエアコンを効かせておくことがありますね。そういう習慣は山梨では絶対違反で廃止しようとか、お金がかからない部門でも、そういうところから変えていかななくてはならないと思っております。本日の委員会の中でも、スーパーの袋の対策とか、少しずつそういう動きは出てきていると思っておりますが、もっと強力に、山梨はすごいと言われる施策が必要であると思っております。特に山梨県は、日本一の日照時間だと言われている県ですから、山梨に来た人たちが、すごいね、あの辺の家は屋根の上にみんなソーラーがついているよとか、何か目玉みたいなものも必要であり、山梨から変えていくことが重要であると思っております。山梨だけがやっても絶対にだめだということではなくて、山梨から変えていくという方法を、土木森林環境委員会で、さらに大きなものをつくって

いってもらえればと思います。まだまだ勉強不足ですが、しかし、一番先にやるべきことだと思います。大きな道路をどこかボンと抜くということは、今の話で、もうすぐやってくる6度以上も気温が上がってしまう山梨県、日本を救うためにはそういうところにより一層目を向けていただきたいと思います。何かそういうものに対しての対策があれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

今村森林環境部長 地球温暖化対策全般についてですが、2050年には6度温度が上がるということが、この前のIPCCの中で科学的に証明されてきているということから、科学者の皆さんが提言されています。今回のドイツのサミット、それから、来年の洞爺湖サミットでは、それを半減させようということ、首相を初めとして、国全体で取り組んでいこうということが今出てきているわけですが、そういう中で、山梨県がどういう対応をしていくのかというお話だと思います。個別の、例えばCO₂の吸収源は、世界的な、地球規模の話ですから、山梨県がこれとこれをやればCO₂がこれぐらい減るというレベルの話ではないと思っております。基本的には、県民が、国民がそれぞれ自分のできるところを、例えば簡単にソケットからスイッチを抜くとか、そういうところから始めていくことが重要であると考えており、そのために、先ほど補助金等の話がありましたが、県民の皆さん全員に取り組んでいただこうということで、各種啓発も行っていますし、一生懸命温暖化対策に取り組んでいるNPOの皆さんに対しても、いろいろ助成しながら、県全体として県民それぞれが少しずつでも取り組んでいくことが、効果のあることだと思っています。そのための支援は今後も一生懸命頑張っていきたいと思っておりますし、県庁みずからがどういうことをやっているかについては、県庁全体としての環境保全活動、環境保全率先行動計画があり、これによって県庁みずからは、電気の量を減らすなどの目標値を定めながら進めています。

また、森林環境部の予算で見ますと、200億円ですが、環境全般になると、教育委員会の小中学生に対する環境に対する勉強のための副読本の関係とか、極端な話は、土木の下水道の処理の話とか、また、スラグを有効に活用していくとか、さまざまな観点から県全体で取り組んでいるということであり、県全体としてさまざまな事業の中で環境保全のため、またCO₂の吸収という観点から取り組んでいます。

また、本県の場合は、約78%の森林があるわけですが、京都議定書では、約6%減の中の3.9%を森林で吸収するとしており、県としても、吸収源としての森林整備については、一生懸命さまざまな工夫をしています。今回の予算シーリングでは、公共事業は厳しい状況でマイナスとなっていますが、この公共事業一覧表を見ていただきますと、造林費は108.9%で、約10%近く伸びており、森林整備についても、環境的な観点からも取り組みを強化しているということで、できる限りの対応はしてきていると考えています。また、将来的にサミット等によって国の方向が出るとは思いますが、そういうときの国の取り組み状況も反映させる中で、今後も温暖化等に向けて、努力していきたくて考えています。

土橋委員

例の京都議定書以来、また日本にサミットが回ってきたときに、日本は何をしていたんだと言われることのないように、国は頑張っていると思います。あれ以来、京都、大阪、名古屋では、県を挙げて、例えば新築するときソーラーを上に乗せたら助成金を出し、何万戸レベルの予算をとって、推進しているという話を聞いています。

山梨県において、私がこれぐらいしても、これは世界レベルのことだから

どうにもならないということではなくて、例えば参議院選挙に私が1人行かなくても1票ぐらいではどうにもならないといって、みんなが行かなければ投票率が落ちてしまいます。それと同じことで、コンセントを抜くという話ではないですが、私1人、我が家1軒というレベルでの啓蒙活動も、県でもう少し頑張っていたいただければと思います。

(木材業振興費について)

望月委員

県産材のマーケット対策についてお聞きします。カラマツ材については長野と連携すると思いますが、地産地消という中で、特に住宅関係に使うスギ・ヒノキについて、県産材のマーケティングによる市場の開拓と書いてありますが、県としては、事業体に一切を任せて、県による地産地消の事業をしないで、県外の状況など、調査上の数字が出てくるのでしょうか。

馬場林業振興課長

補正予算につきましては、県産材マーケット開拓で、593万円です。地産地消については、当初予算で、森の国の産業づくり事業の1,539万円を初めとして、取り組みを既に計上していますので、今回は、地産地消の分ではなく、県外に売り込んでいく分の予算です。これは補助事業ですので、県内の流域3拠点の県産材の振興に取り組んでいただく団体の事業を支援することを通じて、マーケット開拓等をやっていこうと考えていますが、その事業の実施に当たりましては、当然県としても、いろんな各所の企画面での情報収集とか、あるいは、広域的な連携ということであれば、お互いの県庁同士の連携等々も重要だと考えていますので、そういうことを通じて支援しながら、また団体の自主的な活動を支援していきたいと考えています。

望月委員

地産地消は、森林材、県産材を使うという例えの1つで出しましたが、質問は、補助金の3事業で、マーケットの市場開拓ということですが、今、県でも、あらゆる手段で事業体を指導している中で、スギ・ヒノキの県産材で、県内や県外への需要拡大が数字的にどの程度のパーセントになっているのかということです。

馬場林業振興課長

県のスギ・ヒノキについては、ある程度切れるような林齢に達したということで、県産材の国内の供給量についても、増加に転じてきています。平成17年が5万6千立方メートルですが、底だった平成14年は4万4千立方メートルということで、若干は上昇に転じてきているということですが、最盛期には、1けた違う量が切られていたということもありますし、また、山も育ってきており、切れる材は増えてきていますので、そういうものをどうやって使っていくかということで、先ほどの地産地消、あるいは県外への売り込みも含めて、スギ・ヒノキ材の需要拡大を図っていきたいと考えています。

望月委員

今、県内、県外の状況を聞きました。当然これで5年、10年いくと、適齢期の伐採がかなり多くなってくると思いますし、そうした中で、木材価格の低迷、また、山林事業者や作業者の後継者も、生活が成り立たないということで、事業の存続が非常に危ぶまれている状況があります。そういった中で、県としても、どの事業体もそうでしょうけれども、付加価値のある製品販売、拡大を決めていかないと、ただ、製品を売って出すだけでは、やはり他産地の名産品にかなわないということもありますし、現在峡南でも、森林組合等の価格の環境を聞いてみると、県内の原木を買って行って、愛知、三重といった産地で製品化して、採算をとっていくという業者があるそうです。

そういう中で、地域ですばらしいスギ・ヒノキ材、県産材を出すわけですから、製品として市場開拓するには、やはり付加価値のある製品が重要です。森林組合等も工場を持っていますから、県ではそうした工場等の指導をどうしていくのかお聞きします。

馬場林業振興課長 スギ、ヒノキはどこの県でも育てていますし、また、今は間伐材が中心です。間伐材の場合、山梨県でいい木が育ってきていますが、そんなに差がつかせません。今、どこで差がつくかという、供給体制が安定しているところで買いやすいところを大手の業者さんも買っています。まずは、安定供給体制をつくるのが大事だということから、山からどうやって安定的に木を出していくかを第一に取り組みたいと考えています。

値段の問題もありますので、先ほどの低コスト間伐システムなども組み合わせながら、どうやって安定的に山から木を出すかを考えたいと思います。安定的に木材が出てくれば、業者さんにも注目していただけたと思いますし、また、材の付加価値も高まっていくと思いますので、まずは、山梨県の山から安定的に材をとる体制をつくるということで、森林組合や木材業者とも一緒に取り組んでいきたいと考えています。

望月委員 木材だけではなくて、すべての商品について、低価格の製造から販売という仕組みがかなりできていると思います。ホームセンターや住宅会社、また、個人の建設会社などの県内の業者に、県産材の価値をどのように呼びかけ、指導しているのか。また、県外大手の住宅会社への販売について、そういう事業者との共同作戦の中で、どう促進していくのかといった取り組みについてお聞きします。

馬場林業振興課長 現在の木造住宅は、かなり木が見えなくなっていることもあり、付加価値の部分で差をつけることはなかなか難しい面があります。どのように使っていただくかということになりますが、やはり、我々の生活環境や、先ほどの温暖化の話も含めて、そういう環境を守っている山梨の森から、山の手入れによって出てきた材だということを中心にして、県内向けの取り組みとしては、今、県産材のラベリング事業などを通じて、県の材を使っていただくことを県内、県民の方にご理解いただくことを中心に取り組んでいます。

また、今回の補正予算においては、下流域ということで、富士川や相模川の大消費地を対象にしていますが、まさに神奈川県の水源地は山梨県に大半があり、今、NPOなどきれいな水源林を整備する取り組みも若干は出てきておりますので、そういった活動を支援する中で、下流域の方に、水源林の環境や安定的な水を守ってくれている山から出てきた材だという理解を深めていただくことによって、山梨県の材を使っていただくという取り組みを始めようと考えています。

望月委員 今、山梨県としては、こういう事業者と連携しながら、県産材を使ったモデル住宅などの見本的なものを県内や県外への宣伝、アピールとして計画している状況はありますか。また、現在、行っている状況はありますか。

馬場林業振興課長 県内における県産材のモデルハウスについては、例えば中央拠点の木の国サイトにも何軒か建てていますので、そういうところを見ていただく中で、広く普及していきながら、県内の方に建てていただくと考えています。

下流域については、今年の予算ではモデルハウスまではいっていませんが、神奈川県内等々で開催される住宅フェアなどに山梨県から出展する場合の

支援を考えています。また、今回、下流域の方と連携した委員会的なものができますので、そういう活動を通じて、どのようなことで神奈川県の方に理解していただくのが適切かということも検討していきたいと考えています。

望月委員

木材の関係する業態や参入形態などの県内外の状況はわかりました。多少木材の価格が戻してきたことありますが、まだまだ従来状況から見れば、ほんとうに雲泥の差のような状況で、生活していくには大変だという事業者もかなり多く、森林組合などの業態でないと、個人の製材という人たちはどんどん淘汰されて、閉めている状況です。そういった中で、県としても、強い指導の中で、県内、県外への県産材の反響が大きく、好評を得るような指導をしてもらいたいと思っています。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第八十八号 平成十九年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑

なし

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第九十五号 林道事業施行に伴う市町村負担の件

質疑

なし

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

(温泉のガス事故について)

山下委員

渋谷で、温泉の天然ガス事故がありました。私も地元が温泉地ですが、山梨県の温泉の中で、あぁいった天然ガスが含まれている温泉はかなりあるんですか。

相沢みどり自然課長

天然ガスについては、温泉法の対象となっていないので、具体的なデータは持っていません。しかし、温泉施設であのような人命を失う事故が出たことにかんがみ、先週末に、各温泉・源泉所有者に対して、注意喚起の指導をしたところです。

また、山梨県内においては、我々が知っている範囲では、いわゆる営業的に成り立つような天然ガスを含んだ地域はないと理解していますが、文献、あるいは県内の識者等の意見を聞いたところ、量の多少はありますが、天然ガスは、有機物が腐敗して出てくるものですから、どの地域でも出てくる可能性はあるということです。そこで、主に、地層的にどういうところで発生

しやすいのかについて、実際に温泉や井戸を掘削している業者さんは、温泉を安全に掘るという観点から、過去のデータなどを把握している例が多いため、現在、意見を照会しているところです。そして、範囲が絞られたところで、速やかに調査を実施していきたいと考えています。

(廃棄物最終処分場について)

山下委員

渋谷の事件も、掘削業者は会社に言ったけれども、管理会社から温泉施設のユニマットにも言われていなくてと、実際天然ガスが出ていること自体も知らなかったようです。設備も、専門家に聞くと、あんな設置の仕方や機械の配置の仕方は考えられないということも言われています。石和温泉の場合には、そんなに密接しているところがあるわけではないけれども、やはりもう一度よく照会して、掘削業者を含めて、現在の事業者をもう一度当たっておくことで、安全な温泉施設のサービスをしっかり提供できるのではないかと思います。利用客等から、「ここの温泉は大丈夫ですかね」などと質問される可能性もあります。石和温泉も含めて、山梨県の施設は大丈夫です。もし天然ガスが出ているとしたら、こういうふうにしていますということも、観光立県を目指す我々とすれば、大いにPRしていかなければいけないと思います。そういうことを、県が最初に手を挙げて、全国で初めてやるということも、山梨県は大したものだという話にもなりますから、大いに頑張りたいと思います。

次に、最終処分場の問題についてお伺いします。明野が着々と進んでいるという話はわかっていますが、私の選挙区の寺尾地区で、少しずつ地元の笛吹市から、土地を提供してもいいのではないかという話が出ています。まず現状についてお聞かせください。

樋口環境整備課長

5月18日に開催された峡東地区最終処分場整備検討委員会では、境川町上寺尾区から応募のあった最終処分場には、産業廃棄物と焼却灰や飛灰などの一般廃棄物の受け入れが可能で、15年以上の長期間埋め立てることができる管理型最終処分場を整備することが確認されました。

整備する処分場の概要は、埋め立て廃棄物として、明野処分場では入らない焼却灰、飛灰、不燃物残渣、スラグ、産業廃棄物は、14品目の計17品目となります。埋め立て期間は15年以上で、埋め立て容量は60万立方メートル以上です。うち、廃棄物は45万立方メートル以上です。面積は6ヘクタール以上です。

また、整備検討委員会では、処分場を選定するための適地基準が承認されました。具体的には、法律や県、市町村の条例等により、規制のある区域のほか、県や市町村等の開発計画や災害防止上の観点から、配慮すべき地域かどうかについて判断する基準ですが、この点についてもお承認いただきました。この適地基準を適用して、環境整備事業団が現地調査及び適地調査を実施して、上寺尾区のお募地が処分場として、この基準に適合していることを委員会に報告し、承認を受けました。最後に、適地基準を補完するため、地質調査や環境調査、施設概略検討を内容とする概況調査の実施が決定されました。次回は、この概況調査の結果をもとに、整備検討委員会で具体的な検討が行われ、建設候補地としての適否を判断していただくこととなります。

山下委員

いずれにしても、着々と進んでいるということですね。私が承知している中では、山梨県を5圏域に分けて、5つの処分場をつくっていきたいという話もありました。しかし、先ほどの予算の中にもありましたように、ごみの分別を含めて、ごみの少量化に皆さんが一生懸命取り組んでいただいている

おかげで、事業者も一生懸命頑張っていると思いますが、個人の方々にも頑張らせていただいているので、ごみとして区分されるものが非常に少なくなってきて、最終処分に持っていく部分がどんどん減っています。計画当初の量や最終処分として埋立てられる量と比べると大分減っているはずだと思います。まだ数字的なことは先々の話ですから、なかなか答えにくいと思いますが、今、当初の予定の5圏域から比べたら、処分場をつくる量的な部分や箇所的な部分は縮小傾向にあると思いますが、5圏域の計画についてはどのようなお考えでしょうか。

樋口環境整備課長 処分場の埋め立て可能容量が一定であるのに対し、リサイクル等はますます進んでいくと思います。今は15年以上で決定していますが、これから正確に推定していく中で、リサイクル等が進み、この埋め立て期間が20年とか25年に延びることとなった暁には、今の5圏域を基本としつつも、将来的にはこの計画の見直しも必要であると考えています。

山下委員 県もそういう認識を持っていると思いますし、ここの部分は、大いに取り組んでいただきたいと思います。これは反比例してくる部分です。レジ袋を含めて、ごみの分別を一生懸命皆さんにやっていただくと、必然的にごみはどんどん減っていき、最終処分場に持っていくものがどんどん減っていきます。そうすれば、必然的に最終処分場を多くつくらなくてもいいでしょうという話になり、余計なお金を使わなくても済むことから、県の財政はよくなります。処分場は安いものではないわけですし、財政再建というのは、ただ単に土木事業などを減らすということではなくて、環境問題でも大いに財政再建に取り組むチャンスがあり、その力を生かすことができるという思いで、ぜひともやっていただきたいというのが、私の環境問題に対する執行部の皆さん方への1つのメッセージです。最終処分場が多いとか少ないということでは言うのではなくて、当初の5か所は確かにあの当時ならそういう考え方を持ったかもしれませんが、今はどんどん縮小傾向にあり、それは大いに見直していくべきだと思います。逆に言えば、寺尾区が非常に広大な面積を持っているところだけに、寺尾の人たちのお許しをいただけるのであれば、土地ももう少し広げて、ほかにつくる必要もなくなってくるのではないかと、森環境部1課1課の問題ではなく、環境行政に携わっている皆さんに大いに知恵を絞っていただきたいと思いますが、お考えを聞かせてください。

今村森林環境部長 私たちは、廃棄物減量化のための廃棄物総合計画をつくり、目標値も定めながら一生懸命取り組んでいるところです。最終処分へ回る廃棄物が少なくなれば、相対的に処分場は規模が小さいとか、期間が延長になるとか、いろいろなメリットが出てきますし、これに対する財源的な問題もありますけれども、社会全体のコストから見ても有効だと思っています。そういう意味も含めて、私どもは、まず減量化に取り組んでいくことが第一ですが、それでもなお埋める必要がある廃棄物はどうしても出てきます。これについては、科学技術の進歩があり、今まで埋めなければならぬものが、また新たな研究によって、有効活用できるという時代がすぐそこまで来ていると思います。特に、7、8年で明野の整備から埋立てまでが終わり、その後、引き続き寺尾ということになりますと、これは15年、20年ということですから、30年以上向こうの話になるわけですが、技術の進歩は非常に速いと思いますので、こういう点も含めて、今後の計画といったものをよく考えていかなければならないと考えています。

土橋委員

笛吹市は、寺尾地区の計画と陳情を出しました。そのすぐ隣の旧中道地区の人々は、あそこは、いいかげんな連中だと言っています。あの地区から上には一滴の水も流れないし、何の迷惑もかからないけど、かかるのはすべて数百メートルしか離れていない中道地区ではないかという火種がものすごく盛り上がっています。また、特に旧中道地区は、米倉山ニュータウンと言われて動いた地区で、知らない間にエコパークになってしまったとって、ついこの間まで^{むしろばた}筵旗するぞという騒ぎをしていたところで、それで結構疲れたところがありましたが、にわかには、寺尾地区という話で火種が出ています。というのは、中道単独ではなかったのが、今、甲府市になったということがあって、静かにしていますが、私も二度くらい、どう思いますかという話を住民から聞かされています。元町会議員といった人たちが、とにかくあそこで出た水は一滴も笛吹市には流れず、すぐそのまま中道のほうへ流れてくる。あそこでお百姓さんをしなさい、米をつくりなさい、とうもろこしをつくりなさいと言いながら、すぐそこに処分場ができることになれば、農業などやっている場合ではないという火種が出ていることだけは事実です。ただ、決定になったわけではないから、まだくすぶっているだけで、決定という話になれば、間違いなくそういう問題が起きてくるということだけは、頭の中に入れておいてもらいたいと思います。

今村森林環境部長

地元の対応ですが、これにつきましても、地元の上寺尾区については、約9割の賛成をいただいているという状況です。また、ほかの区についても、中寺尾・間門区までは、私どもとしても安全性をきちんと説明させていただいていますし、一定のご理解も得られていると理解しています。排水については、今、さまざまな検討をさせていただいていますが、今後、安全性の確保については、最大限配慮しなければならないと思っていますので、理解を求めるように努力していきたいと考えています。

土橋委員

地元ということですが、私も陳情書を見させていただきました。昔はいい土地だったけれども、今はイノシシが出て、後継者はいないし、ぜひここをどうぞという陳情書を見せていただいて、その中で、あそこの人たちはいいよなというのが、すぐ隣から始まる、全く違う地区の中道です。特に中道地区は、少し雨が降れば、間門川から流れてくる水がもろにコンビニエンスストア一帯をすぐ浸水させて、近くのそば屋さんは床上浸水までしている状態です。こんなところで処分場の水が流れてきて、浸水になったりしたら、農業しろもないだろうという事です。それなら、この地区そっくり農地を外して欲しいというところからスタートして、いろんな意味で、あの地区の人たちは、決定と同時に多分難しい話になると思います。私は農家でも何でもないので、私に直接の話はありませんが、あの地区の人たちと会うと、そういうことを言い出していることは間違いありません。だから、簡単にはいきません。それと、明野の山の中であれだけ騒いでいるのに、その十何倍もする大きな施設が甲府南インターのすぐ近く、甲府市まで5分もあれば来れるところにあることになれば黙っているわけがないよなというような言い方で火種が出ていることは間違いありません。処分場をつくる時に、何百メートル以内はこっちから出向いて説明しなければならないという法律があるようですが、それを何メートル過ぎると、しないでもいいという態勢ではなく、何でおれたちがということを出しているグループがかなり出てきているのは間違いありませんから、こうした地域への対応は慎重にお願いし

ます。

主な質疑等 土木部関係

第八十七号 平成十九年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第三条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第九十一号 平成十九年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第九十四号 訴えの提起の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第九十六号 公共下水道県代行事業施行に伴う受益者負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

(大規模商業施設の立地について)

鷹野委員 過日の代表質問や一般質問にも出ていますが、大型店舗の立地については、都市計画に広域的に影響を及ぼすということから、改正都市計画法に基づき規制・誘導していくというお答えがありましたが、まず改正都市計画法中、どの条項を根拠にしているのかお聞きします。

手塚都市計画課長 都市計画法の第8条、第9条においては、まず都市計画区域内の商業地区、工業地区等の用途地域を定めることや、また風致地区が定められており、これらを総称して地域地区と呼んでいます。この地域地区に関する規制の内容

については、建築基準法や地方公共団体の条例に定めることになっています。したがって、都市計画法の改正に合わせて改正された建築基準法の第48条に、建築できる建築物の種類が細かく規制されているということです。これにより、11月30日からは、都市計画区域内において、床面積が1万平方メートルを超える大規模集客施設については、商業地域、近隣商業地域、準工業地域以外への立地が規制され、これ以外の地域には立地できなくなることから、3つの用途地域に規制したり、その中に建てるように誘導していくということです。条項的にいうとそういうことになります。

また、このほかに、法改正は、既に昨年11月に一部施行されていますが、第19条の5項において、知事は同意に当たって、関係市町村に意見を聞くことができる制度が盛り込まれています。

鷹野委員

改正都市計画法による規制・誘導には、甲斐市旧双葉町の例のように、都市計画区域内の白地地域の規制事例があります。また、中央市の場合は、商業地域以外の用途としている第2種の住居地域ということにより、床面積が1万平方メートルを超えるものは規制されるということであり、これは、平成19年11月以降建てることできないと理解していますが、この件についてはいかがでしょうか。

手塚都市計画課長

法改正により、床面積が1万平方メートルを超える大規模集客施設は、11月30日をもって、近隣商業、商業、準工業の地域以外には、基本的に立地できないこととなります。現在はどのような状況かといいますと、3千平方メートル以上の店舗については、第2種住居、準住居、工業地域には、11月30日までは建設が可能です。

鷹野委員

それでは、現行の都市計画法に基づくことができることとなりますが、11月以降はできない。現行の法律の中で処理したということによろしいでしょうか。

手塚都市計画課長

中央市の件については、用途が第2種住居で、11月30日以降は、床面積が1万平方メートルを超えるものについてはできないということですから、現行法の中では、中央市の分については、建築可能です。旧双葉町の場合については、都市計画区域内のいわゆる白地地域で、今の段階では、開発許可や農業法上の手続を行えば、11月30日までは可能です。

鷹野委員

もっと簡単に言いますと、今の法律に基づいて処理したということによろしいですか。

手塚都市計画課長

基本的には現行の法体系の中で整理されたと解釈しています。

鷹野委員

そうなりますと、現時点であれば、昭和町のショッピングセンターの件も、現行の法律に基づくことが筋論ではないかと思えます。これについては、規制・誘導ということで、前倒しの形で処理していると表明されていることは理解していますが、ほかの地区は、現行の法律で処理して、ほかの地区のものについては、現行の法律ではなく、前倒しの法律に基づくということですから、若干、公平性が懸念されると思っています。

また、昭和町の常永区画整理地内の商業地区には、用途が商業地域で計画されており、規制の対象外ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

手塚都市計画課長 現在、昭和町の事例は商業地域で計画されていますが、今の計画場所は調整区域であり、現時点では、基本的にもものは建てられない地域です。それを改めて、市街化区域に編入する手続や用途を決めたり、区画整理事業を一体として計画決定していこうということですので、今の段階では、基本的には、むしろ、ショッピングセンターの大きさを問わず、建築できない状況です。その中で、今回我々が都市計画決定の手続を進める中で、県下最大規模の商業施設が立地することがわかったものですから、これは制度上、非常に問題があるということで、町に見直しを要請しました。都市づくりの観点から見直しが行われなければ手続が進められない状況にあると思います。したがって、都市計画変更手続を経て、市街化区域の編入と商業地域の指定がなされなければ、基本的には、1万平方メートルを超える大規模集客施設は立地できず、むしろ、調整区域のままであれば、建物自体の立地は非常に難しいということです。

鷹野委員 改正都市計画法に基づき規制・誘導が可能であれば、都市計画審議会を開催し、都市計画決定及び事業認可を行っても問題はないと思います。立地については、改正都市計画法に基づき規制・誘導すればよいと思いますが、いかがでしょうか。

手塚都市計画課長 規制・誘導ができましたが、今回のように、その地域をどのような用途地域に指定するかは、都市計画決定の行為にも含まれるわけであり、その手続の中で、誘導する商業地域に極めて大規模な商業施設が立地することは、都市計画上に非常に大きな影響を及ぼすことが調査の結果から明らかになったため、町とも協議しているところです。そういう観点から、立地計画の見直しがなされなければ、現在保留している都市計画の手続は進められない状況にあります。

鷹野委員 昭和町としても、平成12年からこれまで、国や県の指導をいただく中で進めてきた事業ですので、その指導の内容について、今までの流れはどんな形であったか、ご説明いただきたいと思います。

手塚都市計画課長 市街化区域への編入が、これは区域区分の変更、いわゆる線引きですけれども、それを変更するということと、区画整理事業については、規模が大きいということで、知事の決定権限になっていますので、その土地区画の決定については、町から申し出があり、それに基づいて協議しようというものです。農政関係の協議は、当然法でも定められていますが、国との協議も昨年の11月ごろに了解したということで、あくまでも都市計画の事務手続をやってきたということです。当然そういう申し出がある中で、町とも資料のやりとりをしながら協議を進めてきたという状況です。

鷹野委員 最終的に町と県で、それぞれお答えがあるわけですが、県の適正規模をある程度示さない限り、いつになっても単なるやりとりになってしまうと思います。そこで、適正規模をどのように考えているか、お聞かせください。

手塚都市計画課長 本会議の知事答弁にもありましたように、商業施設の具体的な規模については、今後、都市計画上の観点から昭和町との協議の中で解決していく問題であると考えているということから、具体的な数字を示すことは、基本的に既存の店舗等との競争を抑制し、需給調整とか、既得権擁護といった、いわゆる商業調整ということになりかねないと判断していますので、あくまでも

町との協議の中で解決していく問題であると考えています。

鷹野委員 　いづれにしても、地権者は時間の経過とともに、いろいろな負担が出ていますから、ぜひとも速やかに町と調整をいただけるように、進めていただきたいと思いますので、お考えをお聞きます。

手塚都市計画課長 　先週、町から回答をいただきましたが、内容について我々が確認せざるを得ない部分がありましたので、先週の木曜日に、町にその数字をお示し願いたいという申し入れをしています。また、今週、おそらくその回答があるかと思いますが、その内容を精査して、できるだけ早い時期にお答えしたいと思いますし、また町に何らかの考えがあり、必要が生じれば協議もしたいと考えています。

竹越委員 　都市計画法が改正されて、大規模商業施設の立地が規制・誘導できるから、あえて商業調整をするような根拠を求める必要が全くないというお答えをいただきました。今、お話を聞いていると、少し違います。都市計画の観点からの規制・誘導は当然できますが、今の具体的な昭和町とのやりとりの中で、規模については示せないという話をしました。それは、商業調整に及ぶ可能性があるからできないということです。この権限は、今の法体系ではどこにもありません。だから、そういうことを仮にやるのなら、法的な根拠を求めるのが行政のやり方で、筋ではないでしょうかという質問をしたわけです。ところが、そのようなことは要らず、規制・誘導できるからいいという答弁を本会議でいただいています。それを、どのように解説していただけるのでしょうか。

手塚都市計画課長 　基本的に、今後、ショッピングセンターを含めて、床面積が1万平方メートルを超える大規模集客施設については、建てられる場所が3つに限定されています。そういう意味で、それを規制する部分もあるでしょうし、また、そういうところに建てたいということであれば、用途を変えて、誘導していくこともあるだろうということです。基本的には都市計画法の中において、都市計画区域内であれば規制・誘導ができるということを申し上げているわけです。

竹越委員 　規制・誘導できるのは、都市計画の区域内だけですか。今、山梨の実態の中で、都市計画区域のほかにも、立地の可能性があるようなところもあるのでしょうか。

手塚都市計画課長 　都市計画法ですから、都市計画区域内のエリアにおける規制・誘導となります。都市計画区域外の場所については、都市計画法だけでは、規制・誘導ができるのかどうかというのは、現実問題としてあります。

竹越委員 　議論は、大型店についての規制・誘導はどうできるのかが焦点ですずっと来ています。ただ、立地だけを話して、それが都市計画法で全部カバーできるなら、それはそれでも、一定の部分はいいと思います。この前、担当の方に、実際に大型店ができるようなところは、ほかにはないという話も聞きましたから、少し安心していたわけですが、今のお話では、必ずしもそうではないということでしょうか。

手塚都市計画課長 　県下で具体的に申しますと、今、28ある市町村のうち、21市町村が都

市計画区域内の市町村になっています。残りはどういうところかと申しますと、北杜市は今、都市計画区域がかかっていません。南部町や道志村、小菅村などの山間地の中で、唯一北杜市においては、平らな部分もあるだろうということから、5月に私どもで都市づくりの基本方針を発表させていただきましたが、今後マスタープランへ移行するという基本の考え方では、前から具体的に北杜市と都市計画区域にするかどうかという話を進めてきていますので、ゆくゆくどうなるかは、市の考え方もありますが、現状では、そういう地域については、都市計画法が及ばない地域になっています。

竹越委員

本会議でいただいた答弁は、改正の都市計画法によって規制できるようになったから、商業調整をする必要はないということですが、今課題なのは、現行の法律に基づいて昭和町のショッピングセンターの問題を対処していることです。例えば規模についていうと、それは商業調整になるから、そこは地元でよくお考えくださいという話になっているというふうにも聞こえましたが、もし改正都市計画法になれば、それはどうなるのですか。

手塚都市計画課長

規模を言えないということは、商業調整に抵触する部分もあるかと思えますので、十分配慮しています。ただ、我々が昭和町に申し出をしていますのは、あくまでも都市計画上の観点から、幾つか問題を提起させてもらい、それを町にお伝えして、見直しをお願いしている状況です。

竹越委員

都市計画のサイドから言えば、都市計画のことしか物が言えないわけですから、それはそのとおりだと思います。ただ、実態とすれば、本心は、知事も言っているように、県民のだれもが考えているように、甲府の中心商店街が壊滅的な打撃を受けるから、一定の制約をしよう、あるいは規模を縮小するのだと見ているわけです。ただ、手法として、県では、そういうことはできないから、都市計画で何とかやろうと、かなり無理をやっていると私は思っています。

いずれにしても、これは具体的に昭和町の問題ではなくて、権限がないのなら、権限をきちんと法的に付与するのが筋だと思います。従前は、大店法に商業調整の機能がありました。今、行政庁にそういう権限がどこにもないということは、知事は、商業調整は権限がないからやってはいけないことになっているのです。それをやろうとするから、かなり無理が出ているわけです。無理が出ないような権限をきちんと付与するようにしていただくような取り組みが必要ではないかというのが金丸議員の主張だったわけです。でも、それができないということがもしあれば、無理だということをきちんと解説してもらえば、それは納得できます。

手塚都市計画課長

本会議の代表質問における金丸議員のご質問の中に、商業調整できるような法改正を知事みずからなぜお願いしないのかというご質問がありましたが、答弁でお答えしていますように、昨年の都市計画法の改正によって、大規模商業施設等の立地が規制できるようになったことから、あえて大店立地法の改正などを国に対して要望する必要もないと申しております。

竹越委員

それは答弁のとおりですが、では、例えば改正都市計画法の上においても、特定のエリアでは商業施設ができるわけです。しかし、規模の調整はできないという話がありました。そこについて今調整しようとしているわけです。では、別な視点で聞くと、これは都市計画の所管だけではないと思うけれども、大規模集客施設の立地に関する新たな指針をつくらなければならないと言っていますね。

皆さん方も、一定の部分は参画していると思いますから、ここで聞きますが、何をつくるのですか。

手塚都市計画課長 指針の策定は知事政策室が中心になって全庁的に進めていますが、この指針は、都市計画法や大店立地法、農地法など、個別の手續に入る前に、施設の設置予定者に対して、できるだけ早い時期に出店計画の情報を提供させて、十分な議論を行うために、設置予定者から説明会を開催させることや、関係の市町村、その周辺の市町村の意見を早い段階から聞く機会を設けるなどといった内容で策定するものであり、出店規制を直接の目的とするものではないという話を聞いています。現在、詳しい内容については、ワーキンググループの中で詰めている段階です。

竹越委員 これも、金丸議員の質問だけではなく、臼井議員の質問にも同じことをお答えになっています。内容については細かく触れられていませんから、よくわかりませんが、例えばさっきの規模の話について、方針が何にもなくて、さあ、検討しろといっても、地元は困るだけです。ですから、何か方向性が新たな指針の中に盛り込まれるのかなという気はしたのです。そうでもない、何でもいいから検討してこいと。あるいは、一定の思惑があって検討してこいと言うけれども、県に持っていけば、これではだめだと。どうしたらいいか具体的には言えないなどということをするれば、行政はどうするのですか。当事者が困ってしまうのではないですか。そういうことをなくすために、より具体的な立地指針がもし示されるなら、意味はわかると思っています。これについては、皆さんの所管にないとするれば、あまり深入りはしませんが、もう1回、今私が申し上げたことについて、わかっている範囲で結構ですでお答えください。

手塚都市計画課長 指針については、知事政策室が中心になって、今、ワーキングを行っており、先月立ち上がったばかりだと思いますので、内容についてはまだ我々が把握してない部分があります。先ほどから、規模を示さなければいけないということですが、基本的に、まず1つは、ある程度、建築面積によってくる部分が多いですが、計算上のシミュレーションの結果、交通渋滞を引き起こすという問題があります。あと1つは、現行の都市計画区域マスタープランにも位置づけがないことや、今から中心市街地を活性化していこうという中で、我々の試算では、甲府中心街を行くお客さんが年間160万人少なくなるということで、これから進めようとしている中心市街地活性化についても、非常に影響があるのではないかという観点ですので、これも町で、そういう観点で検討していただければ、ある程度の規模は想定できる部分があるだろうし、また、そうであれば、我々も交通渋滞がこういう形であれば、このぐらいだったらこうなりますよという、相談には乗れる部分があるかと思えます。

竹越委員 いずれにしても、本会議でそういう商業調整の権限は知事が全然持たないでも十分できると答弁したわけです。結果から言うと、十分できると。ほかの要素で法改正を求めるのは筋違いだということがあれば、それはそれで結構ですが、どうもこの文脈から言うと、商業調整も今の法体系の中で十分できると認識しているように見受けられました。これは皆さん方だけの話ではありませんが、その点については認識が少し違うと思っています。ここは見解の違いなのかもしれません。しかし、少なくとも知事が、県としてはこういうふうにやって欲しいということをしちんと示せないようでは、やはり良

くありません。こういうものについてはきちんと届け出をしなさいとか、そのところは緑化をしなさいとか、規模を考えなさいというものが何にもないから、中央市で顔色をうかがいに来たのではないのでしょうか。ですから、ある団体からは、条例化をしろという話も出ていましたけれども、権限がなければ、権限が付与されるような制度をつくるべきで、それが県でできなければ、国に要請すべきだと思います。少なくとも金丸議員の質問の中で言えば、絶対君主制のように、腹の中をのぞいてみなければ考えがわからないということは決してよくないから、もう一度お考えいただいて、行政のあるべき姿は、法律に基づいて執行することが原則だと思いますので、その点については踏み外さないように求めておきます。もし見解があればお聞かせください。

手塚都市計画課長 商業調整は、基本的にはできない仕組みになっています。都市計画法上の観点ですので、国からも通達が来ていますし、都市計画運用指針においても、既存の競合する店舗との競争を抑制し、需給調整、既得権擁護とならないように措置するようにとつたわれています。さらに、都市計画法上の観点から、環境悪化や交通渋滞の激化、都市基盤施設の利用効率の低下などの観点から運用すべきであるということで、我々もそういう形で、今、進めていますので、昭和町については、まさしく都市計画法上の観点から、今、申し出を行っています。これは、我々も十分認識していますので、いわゆる商業調整にならないように配慮しています。

前島委員 これは、S Cの計画を含めて8年前から現場を進めていた土地区画整理事業であることは、皆さんも、情報を含めてよく承知しているはずだと思います。確かに今後の影響も、知事が言っていることもわかりますし、交通量の問題など、いろいろありますが、実際問題として、農地転用でたくさんの農家の方々が、既に転業して、次の生活設計を考えています。知事選の大きな焦点にもなった問題であり、新県政の中で、非常に政治的判断に基づいた感じがする中で、8年がかりの区画整理事業に対して、いつまでもこの状態で続けていくことは、県行政にとっても重要な問題点だと思いますし、地元の皆さん方に、私は同情を禁じ得ないので、早い取り組みをすべきだと思います。今こそは、部長が先頭に立って、知事を補佐しながら、この問題を昭和町とうまく整合を図ってほしいと思っていますが、ご意見を聞かせてください。

小野土木部長 大規模商業施設、大規模集客施設の郊外立地ということで、全国的に都市の秩序ある発展や開発が大きな問題になっている中で、改正都市計画法をはじめ、まちづくり3法が改正されたわけですが、大規模商業施設は、やはり1つの大きな問題として取り組んでいかなければならないと考えています。ただ、昭和町の方々は、長い間、土地区画整理事業の立ち上げに苦労されてきており、これもまた早く解決を図らなければいけないことは十分承知していますので、私も一生懸命早く解決するように頑張っていきますし、知事にもそのように進言するつもりです。

今後ですが、確かに今回改正されたものが万能ではないわけですが、今回、これだけ大きなS Cが建つことを、我々が承知するのが遅かったこともあり、このような混乱もあったと思っており、そういう面も反省して、新しい指針をつくっていきたいと考えていますので、ご理解をお願いします。

(峡南地域の道路整備について)

望月委員

昨年12月に中部横断道が増穂インターまで開通し、峡南地域は、特に中央道との接続もできました。また、これから増穂以南についても整備されていくと思います。中部横断道も、10年先には完成予定ということで進んでいます。こうした中で、富士川には、万栄橋、富栄橋、それから、上流に向かってかなりの本数の橋があり、各橋の老朽化と耐震化が、今、非常に問題化されていると思いますが、安全面を考えて、2次災害、3次災害につながるようなことがないような橋のかけかえの計画についてお聞きします。

上田道路整備課長

富士川にかかる橋は、いずれも架設年が非常に古い橋が多く、何らかの課題を持っています。財政状況等も大変厳しい折ですので、耐久化のために補強、補修等によってしのいでいるのが実態です。

特に、南部橋については、かけかえに踏み切ったわけですが、その理由は、南部橋が昭和32年に架設されて、老朽化が進んでいること。幅員が狭く、大型車とのすれ違いができず、日常生活上、非常に支障を来していること。また、第2次緊急輸送路になっていること。また、橋について構造的に非常に厳しい条件があり、補強や補修ができないという条件も備えていることがあります。加えて、中部横断道がすぐに目に見えてきており、アクセスが向上することは、地域にとっても大変有利だと思っています。今、南部橋については、平成16年度までに設計等も終えており、事業を進めるについては、用地の取得等がポイントになりますが、特に、この橋は富士川の本川にかかっていることもあり、橋の本体の工事が供用までに時間がかかるということから、まず橋にかかる部分及び護岸にかかる部分の用地取得を先行させたところ。橋にかかる部分は、おおむね完了しており、下部工に工事着手し、現在は左岸側の橋台部を残すのみになっています。今年度は、この左岸の橋台等及び本体工事と橋梁の工場製作と架設等を発注することとしており、本年度の2月議会において、債務負担行為をいただいたところです。

取付道路については、全地権者の約半数の用地取得を終えたところであり、今後もさらに地元の協力をいただく中で、精力的に用地の取得に努めていき、早く供用できるようにと思っています。

なお、新しい南部橋ですが、片側に3メートルの歩道を備えた二車線道路で、全体の延長が1,040メートル、橋の部分は352メートルとして計画していますが、道幅は全体で10メートルという計画になっています。

望月委員

南部橋は、完成まであと何年ぐらいかかりますか。

上田道路整備課長

取付道路に土地の未買収地がまだ十数筆残っています。

また、橋梁工事そのものも、非常に大工事ですので、その間に、災害等いろいろなアクシデント等が想定されることもありますので、何年何月とはっきり申し上げることはまだできない状況です。しかし、いずれにしても、地元の皆さんの協力をいただき、我々としても、工程や工費について、最大限の努力をして、できるだけ早く仕上げたいということです。

望月委員

南部橋はわかりました。波高島から下山に渡る富原橋の工事の件について、進捗状況から完成までの状況を教えてください。

上田道路整備課長

現在、架設工事等が完了したところであり、ことし、床板工事にかかる予定で、完成は平成21年度を目標に頑張っているところです。

望月委員

ほかの富士川にかかる橋について、財政上非常に厳しいことも、皆さんの

ご努力もわかりますが、補強工事だけでは事態は変わりません。非常に幅員も狭く、交通状況の危険度が非常に高いわけですが、今着工している部分を除いて、ほかの橋はどのような状況で、補強工事だけで済ませているのでしょうか。それとも、中には、新規でかけかえをするのでしょうか。それらの計画を教えてください。

坂本土木部技監 橋梁については、戦後、社会資本のストックに努めてきたところですので、そろそろ更新時期に来ています。そういった中で、公共土木施設の修繕計画を今年度から来年つくりたいと考え、橋梁についても、全県的に、どのような形で修繕をするのか、かけかえなのかを総合的に計画するための取り組みを今年度予算に計上させていただいています。

望月委員 特に高速道路ができますと、車が大型化するなど、危険性も出てくると思いますし、また、重量のあるものが通る状況もありますので、補強工事だけで済ませる橋の対応がいいのかどうかということも出ると思います。補強工事による対応の中で、実際に車が大型化してきてからでは、対応が間に合わない危険性が出て、事故が起きるなどの状況も出ると思定した場合に、財政状況だけで取り組みを決めていくということでは、前向きな姿勢が感じられないと思います。皆さんの財政状況はわかりますが、それらを含めて答弁をお願いします。

坂本土木部技監 私どもも、橋梁の詳細な実態調査を今までも行ってきましたし、今年度も行い、どのような方法が最適なのかということについて、結果を取りまとめて、事業に取り組んでいきたいと考えています。

望月委員 調査、研究をしていくということですが、今現在かかっている橋が、補強工事だけで対応できるのかどうか、専門の皆さんはよくわかると思います。そのような中で、おそらく新規にかけなければだめだという橋も、皆さんの考えの中にはあると思います。ただ、今の財政状況の中でそれを口に出せない苦しい立場も理解しますので、かけかえできるかどうかの考えについてお聞かせください。

坂本土木部技監 具体的には、優先度や危険度になります。既に浅原橋とか、今年度は重川橋などについては、具体的に危険度を確認しながら行っています。今後も、実態を踏まえた中で、事業実施に積極的に取り組んでいきたいと思っています。

望月委員 その取り組みの姿勢は私も理解していますが、優先順位や費用対効果だけではなく、実際に地域が必要不可欠な橋だということで、日常生活の中で皆さんがそれを希望していますから、できるだけ前向きな姿勢で、かけかえできるものはかけかえてください。

次に、県道、国道のインター等の取付道路の整備の進捗状況についてお聞きします。

小池道路企画室長 中部横断道は、アクセス道路がないと利用できませんので、現在、北のほうからですが、六郷インターに接続する道路について、具体的に事業に入ることによって地元の説明等を行っています。身延インターについては、富山橋が一部進入路になることになっていきますので、かけかえが進行しています。また、具体的にそこへアクセスする道路については、国で大規模なところを、

本線と並行してやっていただくという考えで、今、話が進んでいるところです。

さらに、南部、富沢については、52号からの接続になりますので、これについても、国がアクセス道路ということで、本体とあわせて実施するという整理がついています。

望月委員

県道の関係、国との関係も聞きましたが、県道富士川・身延線について、中部横断道の完成と同時に、交通量が非常に多くなると思いますが、一部、まだ改良されていない箇所もありますので、整備進捗はどうでしょうか。

上田道路整備課長

県道富士川・身延線は、富士川を挟んで、右岸に国道52号、左岸に県道ということで、今までも補完しあってきました。これに新たに中部横断道ができるということで、さらにネットワークが強まるということですが、富士川・身延線については、従来からも危険な箇所、緊急性の高い箇所は整備してきており、今は、井出の駅前の先を少し南に行ったところの橋梁部分を改良中ですが、地滑り等もあり、非常にコストがかかっていますが、順次、整備を進めています。

望月委員

井出地域の改良もしてもらっていますが、手前にまだ大きいところもあります。財政状況もあると思いますが、中部横断道の完成に伴う中で、整備について前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それからもう1点、国道469号と国道300号等の整備状況をお聞きます。

上田道路整備課長

国道469号ですが、橋の部分は、少し狭い部分もあるかもしれませんが、山梨県側が管理している469号そのものは、ある程度の整備は終わっています。また、300号ですが、今、一番ポイントとなっているのが、波高島のバイパスの富山橋で、全力を投じています。

望月委員

中部横断道が10年後に完成を見て、国道52号の整備や県道とのアクセスや利便性を考えたときの、峡南地域の状況をお聞かせください。

小野土木部長

中部横断道については、10年以内の、1日も早い完成ということで、関係機関へのお願いなど、私どもも一生懸命応援しているところですが、中部横断道インターへのアクセスについては、きちんとしないと、中部横断道の効果が発揮できませんので、間に合うように必ずやりたいと思います。

南巨摩地域のその他の道路については、緊急性、あるいは危険性の高いところから順次やっていくというのが基本であり、中部横断道が出るからすべて一遍にというのは、非常に難しいと思います。ただ、中部横断道に関連するところはきちんとやっていきたいと考えています。

(公共事業に対する考え方について)

竹越委員

知事の3大公約の1つの県の借金を大幅に減らすということでいくと、県債を大幅に減らすという公約であろうと思います。本会議の議論などもお聞きしていると、公共事業、あるいは準公共事業をもっとやれというふうを受けとめられる発言が多かったように思います。県債を減らしながら、公共事業、あるいは準公共事業を減らさないで、あるいは増やすということが山梨県の財政状況内でできるのかどうかお聞きます。

丹澤土木部次長 財政面から、公共事業をどのようにコントロールしていくかというお話については、土木部からお答えできません。

竹越委員 より簡単に聞くと、公共事業と準公共事業をあわせて、今年度650億円ぐらいでしょうか。財源の内訳として、県債をどのくらい積めるのか計算しておいてください。そんなに細かいところまでは要りませんが、公共事業の中で準公はととも比率が高いです。だから、山梨県内では一般論として両立はし得ないです。それでも、私は、公共事業がマイナス5%、準公も12%というのはよくやっているなと感じます。それを実施して、県債について言えば、県債発行を償還額の範囲内にすることがやっとなりになったと思います。5%をいつまで続けるのかわかりませんが、公共事業だけでも前年対比5%減ですから、結構大きいですね。例えば公共事業は500億円もいってないかもしれませんが、5%というのは相当な額になるでしょう。努力は結構していると思います。その意味で、財政論はあるだろうけれども、公共事業及び準公共事業というのは、規模は結構多くて、それなりに必要だけれども、財政が厳しいから大変でしょうけれども、土木は、例えば5%、12%についてどんな感想を持っているのか、聞かせてください。

丹澤土木部次長 先ほどの起債の関係は、今、手元に資料がありませんので、後でお答えします。

公共、準公は、平成19年度で656億円です。そのうち、準公が187億円、公共が469億円で、ピークの平成10年は例の金融危機のときですが、そのときには、緊急経済対策などがあり、1,598億円でした。そこから考えると約40%に減額しています。ただ、バブルがはじけたのが平成3年ですが、それ以前の昭和60年あたりでは、現在ぐらいの水準だったということで、総額ベースで言えば、バブルがはじける以前の水準に戻りつつあると言えるのではないかと思います。

竹越委員 私も、そんな印象を持っています。経済対策と日米構造協議でいうと、430兆円、あるいは六百何十兆円ということなので、地方にも公共、準公をどんどん膨らませてきた経過がありますから、おおむね、今おっしゃったように、昔の水準に戻ったという感じがしないでもないです。ただ、そうはいつでも、県債を削減する必要はあるのかもしれないけれども、このくらいが限度なのかなという感じは持っています。5%、12%がいつまでいくんだろうかと、気にはなっています。準公も12%では毎年1割ずつ減らしていくというものです。一方に財政のトータル論があるのですが、公共は、補助金などがあるから、国交省が締めてくると、必然的に減りますが、特に準公の12%については、財政当局とのやりとりの中で、今後の見通しはどのようになっていますか。

丹澤土木部次長 現在は、第2次行財政改革プログラムに従って進行している状態です。第2次行財政改革プログラムの中では、平成21年度までは5%、12%ということになっています。ただ、アクションプランの中で、県債の削減計画とあわせて、新行政改革の計画をつくることになっていますから、その見直しがあるのかどうか、可能性はあると思いますが、現段階で我々はまだ承知していません。

竹越委員 これは、財政当局の所管事項ですが、県債を削減する話について、県債削減計画というのは、前県政から引き継いでいるのではないですか。そこはか

なり思い切った改革だったと僕は評価しています。何でも格好いいことを言っ
て、うんと減らせばということにすぐみんな拍手するけれども、やはり経
済状況もあって、もちろん内部的な支出を少なく抑えることは必要でしょう
けれども、今の時点では、トータルで県債を増やさないように努力をしてい
くことに意味があるものだと僕は思っているわけで、今回の本会議の中でも、
だんだんそのように軌道修正されているようには見えます。その点は、土木
と財政当局でどんなやりとりがされているのかと気になるわけです。時には
応援もしてあげたいと思うから、いろいろ明らかにしてくださいと言ってい
るわけです。

丹澤土木部次長 アクションプランの中で、県債削減計画と行政改革の計画を年度内に策定
するということから、財政サイドから我々に対してヒアリング等もあろうか
と思います。その折には、維持修繕費等は、昔に比べれば増えているといっ
た客観的な情報は伝えていきたいと考えています。具体的な話はこれからと
いうことです。
それから、先ほどお尋ねいただきました県債ですが、今年度の予算の中で、
公共で約198億円、準公で128億円、合計326億円が予定されていま
す。

(新山梨環状道路について)

竹越委員 先日、本会議の知事の答弁の中で1点気になったことがあるので聞きます。
財政論議の中で、新環状の話が出てきて、非常にコスト高な道路で、今とな
ってみれば、あの高価な、高架道路がいいのかどうかという議論があろうか
と思います。というふうなことを知事が答弁しました。この意味を解説して
ください。高規格の道路が問題だという意味合いで言ったのでは、少し心配
だなと思いましたが、そういうふうに受け取れる発言をされましたので、そ
の真意をお聞きします。

小池道路企画室長 真意と言われますと、難しい面がありますが、新環状道路は、基本的に自
動車専用道で、立体構造になっています。市街地の一般道と違い、橋梁形式
とか、盛り土形式というのがありますので、当然メーター当たりの単価は高
くなります。それだけの投資効果があるということから、新環状道路をつく
っていますので、知事が言っているのは、単価の高い道路は、しっかり事業
対効果を県民に知らせてやっていくべきという意味だと受け取っています。

竹越委員 否定的ではないということですね。

小池道路企画室長 必要なものはつくるということで受け取っています。

(県道甲府・市川三郷線の整備について)

鷹野委員 過日、臨時議会の折に、県道甲府・市川三郷線と山梨大学医学部との交差
する交差点の交通量を調べていただきたいというお願をしましたが、その結
果を教えてください。

上田道路整備課長 3月の調査で、朝7時から夕方9時までの14時間にわたって調べたデ
ータがあります。東西の県道は、約1万3千台です。また、南北の市(町)
道は、1万2千台で、合わせて交差点には2万5千台程度が入ってくるとい
うことです。

鷹野委員 中央市にショッピングセンターができることに関して、こちらについては交通量調査をされていないということですが、今の数字からいいますと、来年6月オープンという予定の中で、今、右折レーンがなく、非常に混雑が予想されます。そこで、現状の混雑ぐあいや、それらが来た場合の対応を含めて、道路改良を緊急に望みますが、いかがでしょうか。

上田道路整備課長 この交差点は、南北の方向は右折レーンがありますが、東西は右折レーンがないことから、現在でも、交通渋滞が朝夕に発生している状況です。対策については、非常に経費が少なく、即効性がある簡単な、混合レーン的な考え方を検討した経緯もありますが、現状では道幅がなく、警察とも話をしましたが、ちょっとそれは困難だということになりました。

鷹野委員 既に中央市のSCについては容認されていますので、現状よりも混むことが決まってしまうように、交差点の交通渋滞等をぜひ緩和していただいて、地元のために県道の整備を早急をお願いしたいと思います。

上田道路整備課長 現状の道幅だけでは対応できず、事実、交通量がさばけていないので、朝晩に渋滞が発生している状況です。解決方法として考えられるのは、右折レーンを設けるということです。そうなりますと、現状の交通の分析や将来の交通渋滞の予測、また、費用対効果の問題もあります。さらに、当然土地も新たに必要になりますので、その土地の所有者の了解等、実現のためには幾つかの解決しなければならない課題があることはご理解いただけたと思います。しかしながら、現状で渋滞が発生していることから、通過する人はもちろん、その沿道の人にも、日常生活に大変な迷惑がかかっているということも事実です。こうしたことから、現在の道路の対策として、早急に調査・確認作業を行って、具体案をつくり上げ、実施について検討していきたいと思っております。

(公共事業の執行について)

山下委員 公共事業が昔に戻ったと言いますが、少し減っていることは間違いのないことですし、大変厳しい財政状況の中でやっているわけです。今、橋梁の話とか、危険性など、いろいろな話を聞きましたが、これだけ公共事業が少なくなってくると、計画的にやっていかなければ、思うような形になっていかないのではないかと思います。各路線などの整備は、どんな計画に基づいているのですか。

丹澤土木部次長 道路に限らず、公共事業は、基本的には平成17年3月に発表した山梨県社会資本整備重点計画に依拠しています。その中で、目標や重点道路の計画を公表しています。具体的に事業化するに当たっては、その前に、公共事業の評価システムが動いていて、新規1億円以上の公共事業は、予算編成の前に、その目的が妥当か、県がやっていくか、費用対効果はどうかということを議論して、それを今年度やっていくのか、翌年度やっていくのか、さらにそれ以降送るのか、中止するのかという議論をした上で、予算編成の段階になるシステムになっています。

山下委員 さまざまな経過も踏まえて整備していかなければならないから、どうしても時間はかかるわけです。ホームページなどでは、県の事業について、この道路を来年直しますという情報を表示しています。ただ、残念ながら、行政用語で、笛吹川何々線第2期工事といった表現をしているために、どこを

工事しているのか一般の人たちは全くわかりません。県民の皆さんにわかってもらえるような道路行政の情報をきちんと公表していくことが1つの考え方ではないかと思えます。

丹澤土木部次長 現在、公共事業のポータルサイトは、公共事業を発注する立場から、工事という区分けで公表させていただいています。年度の4月の終わりが5月の初めぐらいに、1年間を見通す中で、今年度はこういう公共工事を行いますということを公表させていただき、それを四半期ごとに見直して、より正確なものを公表しています。250万円以上の公共事業は全部公表されています。ただ、山下委員ご指摘のとおり、少しわかりづらく、例えば場所については、現在では笛吹市までしか載っていないので、少なくとも、笛吹市の町名、字名ぐらいまではお示ししないと、専門の業者以外の地元の方にはわからないということになります。ポータルサイトの目的が、基本的には業界、建設業の方で、県の工事の受注を希望される方向けの情報という定義がされているということもありますが、県民によりわかるように工夫していきたいと考えています。

(城東バイパスの整備について)

山下委員 計画に沿ってずっとやってきて、当然周りの市町村も、県が今度こういう道路をつくりますということにあわせて、連携をとっているわけですね。1つ例を挙げると、甲府市城東の山梨学院大学のところは、県が一生懸命やってくれて、きれいに橋をかけてくれたにもかかわらず、その先が全然進みませんが、どのような計画になっているのですか。

上田道路整備課長 城東バイパスだと思いますが、この場所は、平成元年から取り組んでおり、延長が長いことから、1期分、2期分という区分で事業を実施し、現在、部分的に供用開始させていただいています。

その先は、身延線を潜るか、越えるかという命題があり、これが大きな課題ですが、この事業は平成18年3月の開通に引き続き、事業実施に向けて、用地買収をしたり、またJRとの協議を続けています。

山下委員 そこまでは、県の事業ですか。

上田道路整備課長 県の事業です。

山下委員 そこから先は市の事業ということですか。

上田道路整備課長 今、供用開始されている先のJRを渡る部分から、厚生年金会館までは県の事業です。

山下委員 その先はどうですか。

上田道路整備課長 その先は、甲府市の事業ということで、平成14年に知事と市長が施工部分を役割分担するという覚書、確認書を交わしています。したがって、厚生年金会館までは県の事業で、その先は市の事業になっています。

山下委員 市町村も大変だと思いますが、路線というのは、基本的に部分供用だけではなくて、本線が全部つながって初めて生活道路として力を発揮すると思います。これは甲府市に対しての話ですが、やはり市町村も県にはど

んつくれと言う以上、きちんと連携することが大切だと思いますし、ぜひとも、約束は約束できちんとするように県からもよく言っていただきたいと思います。

(坊沢川の土砂堆積について)

保延委員

甲斐市の旧双葉町の塩崎駅にかかっている坊沢川の橋がちょうどLの字に曲がっており、そのために大量の土砂が堆積して、市からも何回か県へ要請しましたが、いまだにその土砂が取り除かれていません。今から増水期にかかり、増水で電車をとめたり、浸水で住宅に被害があっては困りますので、ぜひ早急に対処していただきたいと思います。

中込治水課長

坊沢川の堆積土砂の件については、私どもはまだ承知していませんので、所管の建設事務所と連絡をとって、できるだけ意に沿う形で対応できればと考えています。ただし、限られた予算の中ですので、完全にというわけにはいかないかもしれませんが、早急に現地を調査したいと思います。

保延委員

甲斐市の塩崎駅の周辺事業工事については、今年度、設計の予算も盛る中で計画されています。いずれにしても、Lの字に曲がった河川ですので、とりあえずは、今の土砂がたまったものを撤去していただき、それ以外に、根本的な改修工事もぜひ検討していただいて、早急に実現ができればと思っています。

中込治水課長

それらも含めて、L字型になっている所はあちこちにあり、用地の問題等いろいろあるかと思いますが、早速事務所に指示して、現地を調査したいと思います。

(釜無川スポーツ公園について)

保延委員

釜無川の信玄堤の公園は今、県が管理しているのですか。

手塚都市計画課長

甲斐市に委託しているものがあります。

保延委員

甲斐市に委託をしているものと県が直接管理しているのと両方あるのですか。

手塚都市計画課長

スポーツ公園のあるほうについては、甲斐市に委託して、それ以外については、中北建設事務所で直接管理しています。

保延委員

あの公園に街灯が幾つかついているそうですが、昼間から電気がついていて、予算が大変厳しい中で、県民の方々から、「昼間までは光は要らない。管理はどうなっているのか。ぜひ委員会で聞いて欲しい」ということでしたから、よく調査して、むだな経費がかからないように対処していただきたいと思います。

手塚都市計画課長

早急に対応するようにします。

(中部横断道の県費負担について)

山下委員

きょうの新聞やきのうの新聞で、中部横断道の県負担について、知事の政治力が発揮されそうな雰囲気が出ていますが、ただ1つ言えるのは、今までずっと180億円で走ってきて、確かに知事の政治力かもしれませんが、半

分になってしまうかもしれないというのは、今までどうだったのかなという気持ちがあります。まだ決まった話ではないですから、感想だけ聞きたいと思います。

小野土木部長

中部横断道の交付税の件は、土木部では中身までよく承知していないため、直接にはお答えできません。感想であれば、できるだけ減ってもらいたいと思います。ただし、高速道路の負担は、いずれでき上がった後の管理という問題も出てきますので、できればその部分も含めて、総務省でよく考えていただきたいという感想を持っています。

その他

- ・委員長報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県外調査は来る8月28日から30日まで東北方面で実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。

以 上

土木森林環境委員長 保延 実